

衛星放送用受信環境整備事業
中間周波数漏洩対策事業 助成金制度

申請マニュアル

2020年8月14日

(一社) 放送サービス高度化推進協会

The Association for Promotion of Advanced Broadcasting Services (A-PAB)

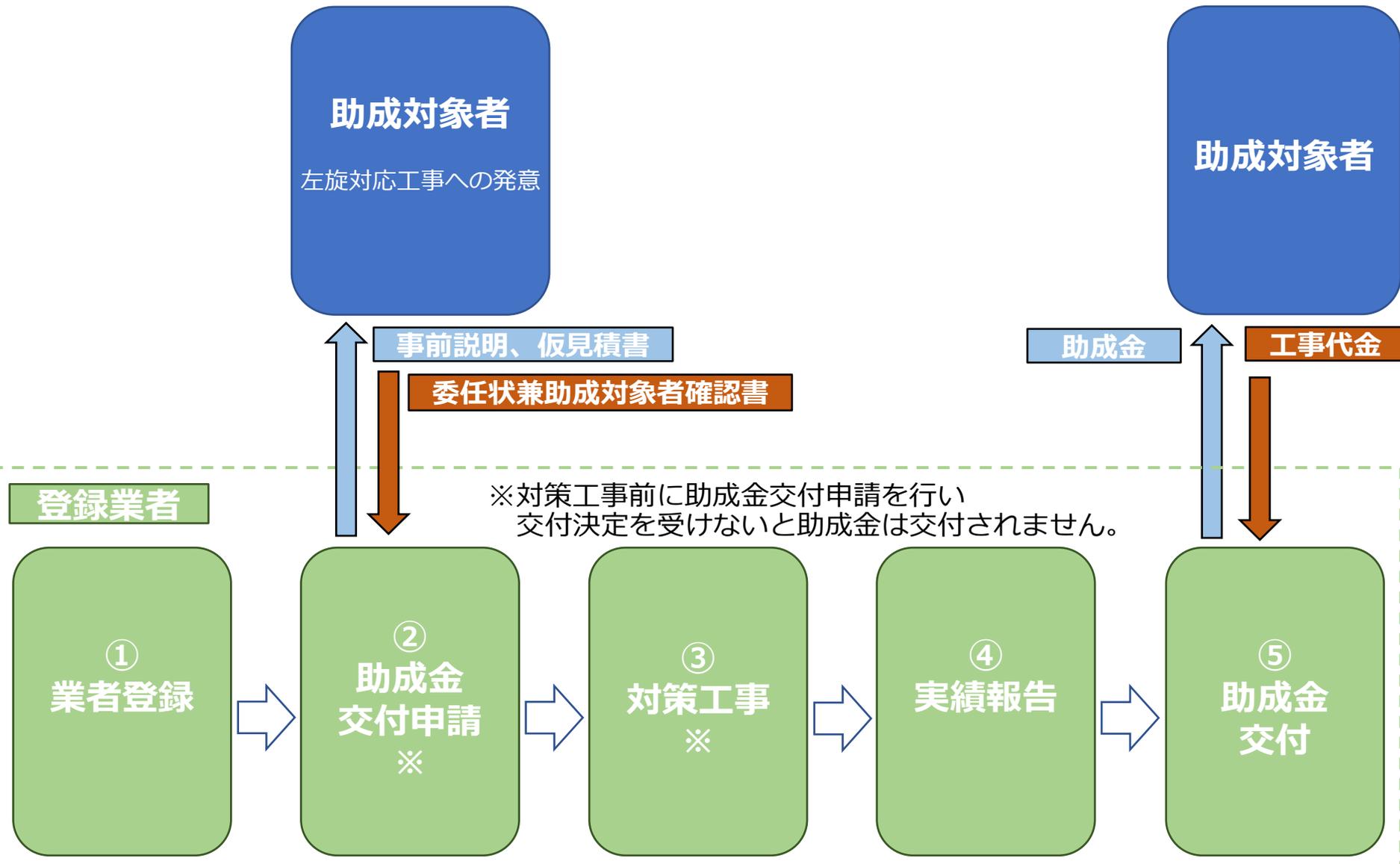
中間周波数漏洩対策事業 助成金制度 申請マニュアル

「中間周波数漏洩対策事業 助成金制度」の各申請や報告について様式ごとに記入例や注意点を記載しています。別資料「中間周波数漏洩対策事業 助成金制度について」と合わせてお読みください。電子(WEB)申請に関しては「電子申請マニュアル」を参照してください。

=目次=	<u>ページ</u>
助成金交付全体の流れ	3
助成金交付申請の流れ	4
助成金交付申請の注意事項	5～10
助成金交付申請書(戸建)の作成	11～15
様式4(1A・2)：助成金交付申請書(戸建)	16～18
助成金交付申請書(集合)の作成	19～23
様式4(1B・2・3)：助成金交付申請書(集合)	24～28
様式7：助成金交付申請取下書	29
対策工事実施・対策工事後の流れ	30
対策工事の実施	31
工事実績報告書(戸建)の作成	32～33
対策工事後の取り外した助成金交付対象機器の保管・産業廃棄物処理	34
様式10(1A～4A)：工事実績報告書(戸建)	35～38
工事実績報告書(集合)の作成	39～40
対策工事後の取り外した助成金交付対象機器の保管・産業廃棄物処理	41
様式10(1B～5)：工事実績報告書(集合)	42～48
様式12：交付決定取消通知書	49
様式13：登録業者抹消通知書	50

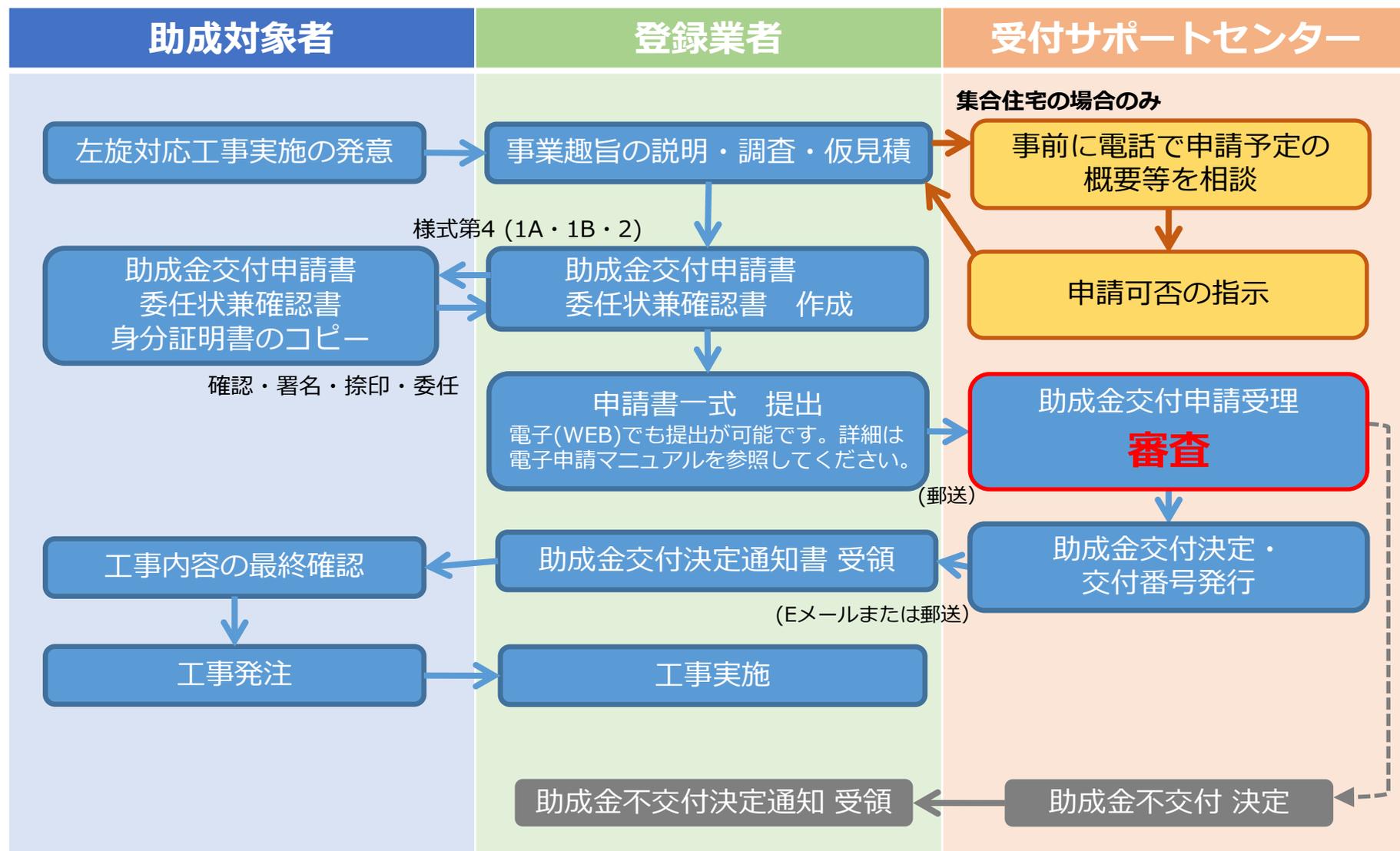
助成金交付全体の流れ

助成金交付全体の流れを示します。



助成金交付申請の流れ

助成金交付申請の流れを示します。
対策工事前に必ず助成金交付申請を行い交付決定を受けないと助成金は交付されません。



助成金交付申請の注意事項 1

助成金交付申請の条件や記入に関する全体の注意事項です。

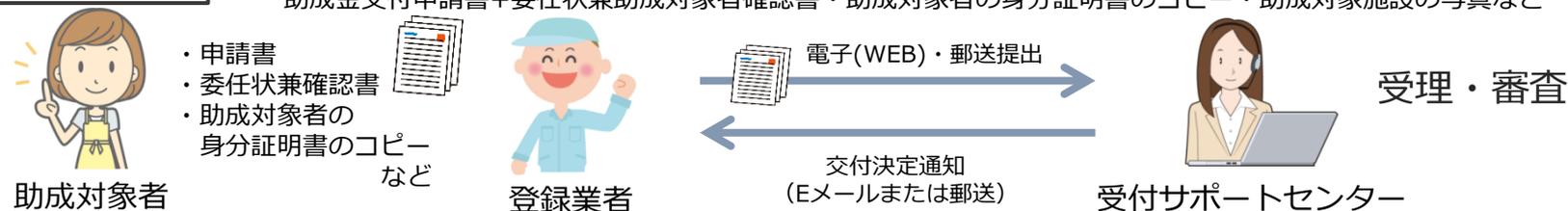
- 助成金交付申請に関する条件や記入に関する注意事項です。
条件を満たしていない場合は助成金の交付はされません。また、書類への記入不備の場合は再提出になりますので以下の内容を確認して申請書類の作成を行ってください。

= 助成金交付の条件 =

- ① 2017年(平成29年) 5月11日以前に右旋のB S アンテナが設置されていること
(右旋のBS受信設備が設置されていること)
- ② 事前に助成金交付申請を行い、交付決定を受けたあと、BS・110度CS右左旋対応アンテナを設置すること
- ③ アンテナ出力から壁面端子までの助成金交付対象機器リストの助成金交付対象機器であり、かつ改修時
使用機器リスト記載の機器へ改修すること
- ④ 住居(主たる目的が住居用の建物)を含む建物に設置されている受信設備の改修であること
ただし以下の設備は対象外となります
 - ・ 国、地方公共団体等が所有するもの
 - ・ 登録業者が所有するもの
 - ・ 放送法第136条第1項の技術基準のみが適用される電気通信設備
(ケーブルテレビ事業者が設備の維持業務を有するもの)
 - ・ 受信設備の主たる目的が住居用でないもの(ホテルや病院など)

- 業者登録を行っていない電気店・電気工事店などは申請できません。(業者登録を事前に行なってください)
- 対策工事前に必ず助成金交付申請を行い、事前に交付決定を受けないと助成金は交付されません。
- 工事後の助成金交付申請はできません。
- **集合住宅の場合は、事前に電話で申請予定の概要等を受付サポートセンターにご相談いただき、指示に従ってください。**

助成金交付申請イメージ



助成金交付申請の注意事項2

助成金交付申請の条件や記入に関する全体の注意事項です。

- 助成金交付申請に関する条件や記入に関する注意事項です。
条件を満たしていない場合は助成金の交付はされません。また、書類への記入不備の場合は再提出になりますので以下の内容を確認して申請書類の作成を行ってください。

= 助成金申請の注意点（各ページの注意点も確認してください） =

- ◎アンテナ出力からテレビまでの全ての機器について、メーカー・形式を確認し「助成金交付対象機器リスト」から技術基準の適合を確認してください。不適合機器は全て交換が必要です。（助成金の交付助成対象は壁面端子までの機器です）
- ◎助成金交付対象機器の交換に使用する機器は「改修時使用機器リスト」に記載されている機器を使用してください。

= 記入の注意点 =

- ◎記入は「黒ボールペン」または「黒インク」で記入してください（「鉛筆」や「消えるボールペン」などは使用できません）
- ◎印鑑は「シャチハタ」や「ネーム印」は不可。（使用できません）
- ◎文字の訂正は、修正インク、修正テープによるものは不可。
 - ・訂正部を二重線で消して訂正印を押してください
 - ・訂正印は登録申請業者の印と同じものを使用してください

申請書・添付書類は、以下の受付サポートセンターへ電子・郵送で提出してください。（電子申請は電子申請マニュアルを参照してください）

- ◎宛先 : 中間周波数漏洩対策助成金 受付サポートセンター
- ◎住所 : 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-9 モルフォ2F
- ◎電話 : 9時30分～17時（土日祝日、年末年始は休み）
0570 - 051 - 229（ナビダイヤル）
03 - 6416 - 9211

提出された書類を受付サポートセンター、A-PABにて、確認・審査を行い、審査に合格すると助成金交付申請は、「助成金交付決定通知書」がメールまたは郵送で申請代行登録業者へ通知されます。書類に不備がある場合は、受付サポートセンターより修正依頼などの案内をしますが、最終的に審査に合格しない場合は「助成金不交付決定通知書」がメールまたは郵送で申請代行登録業者へ通知されます。審査期間は申請書受領後概ね10営業日で「助成金交付決定通知」または「助成金不交付決定通知」をメールまたは郵送で通知します。10営業日をすぎても通知がない場合は受付サポートセンターまで連絡してください。（年末年始、GW、お盆期間中は10営業日以上かかる場合があります）

助成金交付申請の注意事項（機器の仕様変更による査定1）

改修工事で使用する機器の仕様を「改修前・改修後」で「グレードアップ」や「グレードダウン」など変更した場合には、助成金額の査定が変わりますので注意してください。

機器の仕様を改修前から改修後で「グレードアップ」「グレードダウン」など変更した場合には査定が変わるため注意してください
 （改修前後機器の「増幅帯域・利得・タイプ・分配数」など各仕様の低い組合せの機器仕様の助成標準単価となります）

以下に参考事例を記載します

表の見方

改修前の機器「集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型」を改修後の機器「集合用 CATV + 衛星 35dB型」へ仕様を変更した場合は、「集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型」に査定されます

仕様変更項目	仕様変更内容	改修前（事前）	改修後（事後）	査定
帯域 + 利得	帯域拡大 + 利得減少	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 CATV + 衛星 35dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型
	帯域拡大 + 利得増加	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	集合用 CATV + 衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型

改修前の機器「集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型」を改修後の機器「集合用 CATV + 衛星 40dB型」へ仕様を変更した場合は、「集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型」に査定されます

ブースタ

仕様変更項目	仕様変更内容	改修前（事前）	改修後（事後）	査定
タイプ	集合→家庭	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	家庭用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB(30dB型)	家庭用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB(30dB型)
	家庭→集合	家庭用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB(30dB型)	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	家庭用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB(30dB型)
利得	利得減少	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型
	利得増加	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型
帯域	帯域縮小	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 衛星 40dB型	集合用 衛星 40dB型
	帯域拡大	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 CATV + 衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型
帯域 + 利得	帯域縮小 + 利得減少	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 衛星 35dB型	集合用 衛星 35dB型
		集合用 CATV + 衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型
	帯域縮小 + 利得増加	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	集合用 衛星 40dB型	集合用 衛星 35dB型
		集合用 CATV + 衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 45dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型
帯域拡大 + 利得減少	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 40dB型	集合用 CATV + 衛星 35dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	
帯域拡大 + 利得増加	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	集合用 CATV + 衛星 40dB型	集合用 F(V)U衛星、(V)U衛星 35dB型	

助成金交付申請の注意事項（機器の仕様変更による査定2）

分配器

変更項目	変更内容	事前	事後	査定
分配数	分配数減少	屋内用 6分配器 (1端子電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子電流通過)
	分配数増加	屋外用 5分配器 (全端子電流通過)	屋外用 6分配器 (全端子電流通過)	屋外用 5分配器 (全端子電流通過)
電流通過端子数	電通端子数減少	屋内用4分配器(全端子 電流通過)	屋内用4分配器(1端子 電流通過)	屋内用4分配器(1端子 電流通過)
	電通端子数増加	屋外用4分配器(1端子 電流通過)	屋外用4分配器(全端子 電流通過)	屋外用4分配器(1端子 電流通過)
屋内・外	屋外→内	屋外用 4分配器(1端子電流通過)	屋内用 4分配器(1端子電流通過)	屋内用 4分配器(1端子電流通過)
	屋内→外	屋内用 4分配器(全端子電流通過)	屋外用 4分配器(全端子電流通過)	屋内用 4分配器(全端子電流通過)
分配数 + 電流通過端子数	分配数減少 + 電通端子数減少	屋内用 6分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子 電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子 電流通過)
	分配数減少 + 電通端子数増加	屋内用 6分配器 (1端子 電流通過)	屋内用 5分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子 電流通過)
	分配数増加 + 電通端子数減少	屋内用 5分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 6分配器 (1端子 電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子 電流通過)
	分配数増加 + 電通端子数増加	屋内用 5分配器 (1端子 電流通過)	屋内用 6分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子 電流通過)
分配数 + 電流通過 + 屋内・外	分配減少 + 電通減少 + 屋外→内	屋外用 4分配器(全端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
	分配減少 + 電通減少 + 屋内→外	屋内用 4分配器(全端子 電流通過)	屋外用 3分配器(1端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
	分配減少 + 電通増加 + 屋外→内	屋外用 4分配器(1端子 電流通過)	屋内用 3分配器(全端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
	分配減少 + 電通増加 + 屋内→外	屋内用 4分配器(1端子 電流通過)	屋外用 3分配器(全端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
	分配増加 + 電通減少 + 屋外→内	屋外用 3分配器(全端子 電流通過)	屋内用 4分配器(1端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
	分配増加 + 電通減少 + 屋内→外	屋内用 3分配器(全端子 電流通過)	屋外用 4分配器(1端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
	分配増加 + 電通増加 + 屋外→内	屋外用 3分配器(1端子 電流通過)	屋内用 4分配器(全端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)
分配増加 + 電通増加 + 屋内→外	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)	屋内用 4分配器(全端子 電流通過)	屋内用 3分配器(1端子 電流通過)	
個数	同一機種・複数台	屋内用 3分配器 (1端子電流通過)・ 2台	屋内用 5分配器 (1端子電流通過)	屋内用 5分配器 (1端子電流通過)
	仕様違い機種・複数台	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過) + 屋内用 3分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 4分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 4分配器 (1端子 電流通過)

助成金交付申請の注意事項（機器の仕様変更による査定3）

分配器⇔分岐器

変更項目	変更内容	事前	事後	査定
分配器⇔分岐器	分岐器→分配器	屋内用 1分岐器	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過)	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過)
		屋内用 1分岐器	屋内用 2分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過)
	分配器→分岐器	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過)	屋内用 1分岐器	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過)
		屋内用 2分配器 (全端子 電流通過)	屋内用 1分岐器	屋内用 2分配器 (1端子 電流通過)

混合器

変更項目	変更内容	事前	事後	査定
屋内・外	屋外→内	屋外用混合器(樹脂ケース)	屋内用混合器	屋内用混合器
		屋外用混合器(金属ケース)	屋内用混合器	屋内用混合器
	屋内→外	屋内用混合器	屋外用混合器(樹脂ケース)	屋内用混合器
		屋内用混合器	屋外用混合器(金属ケース)	屋内用混合器
ケース	金属→樹脂	屋外用混合器(金属 ケース)	屋外用混合器(樹脂 ケース)	屋外用混合器(樹脂 ケース)
	樹脂→金属	屋外用混合器(樹脂 ケース)	屋外用混合器(金属 ケース)	屋外用混合器(樹脂 ケース)

助成金交付申請の注意事項（機器の仕様変更による査定4）

壁面端子

変更項目	変更内容	事前	事後	査定
タイプ	端末用 → テレビ端子	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動
	端末用 → 中間用	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ 中間用 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定・可動
フィルタ	フィルタなし → あり	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定/ フィルタ	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動
	フィルタあり → なし	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定/ フィルタ	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動
形状	大角 → 小型	1端子/ 大角 /テレビ端子/F コネ固定	1端子/ 小型 /テレビ端子/F コネ固定・可動	1端子/ 小型 /テレビ端子/F コネ固定・可動
	小型 → 大角	1端子/ 小型 /テレビ端子/F コネ固定・可動	1端子/ 大角 /テレビ端子/F コネ固定	1端子/ 小型 /テレビ端子/F コネ固定・可動
端子数	端子数減少	2端子/大角 /末端/F コネ固定・可動	1端子/大角 /末端/F コネ固定	1端子/大角 /末端/F コネ固定
	端子数増加	1端子/大角 /末端/F コネ固定	2端子/大角 /末端/F コネ固定・可動	1端子/大角 /末端/F コネ固定
タイプ + 形状	端末 → テレビ + 大角 → 小型	1端子/ 大角/末端用 /F コネ固定・可動	1端子/ 小型/テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/ 小型/テレビ端子 /F コネ固定・可動
	端末 → テレビ + 小型 → 大角	1端子/ 小型/末端用 /F コネ固定・可動	1端子/ 大角/テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/ 小型/テレビ端子 /F コネ固定・可動
	テレビ → 端末 + 大角 → 小型	1端子/ 大角/テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/ 小型/末端用 /F コネ固定・可動	1端子/ 小型/テレビ端子 /F コネ固定・可動
	テレビ → 端末 + 小型 → 大角	1端子/ 小型/テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/ 大角/末端用 /F コネ固定・可動	1端子/ 小型/テレビ端子 /F コネ固定・可動
タイプ + フィルタ	端末 → テレビ + フィルタなし → あり	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定/ フィルタ	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動
	端末 → テレビ + フィルタあり → なし	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定/ フィルタ	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動
	テレビ → 端末 + フィルタなし → あり	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定/ フィルタ	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動
	テレビ → 端末 + フィルタあり → なし	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定/ フィルタ	1端子/小型/ 末端用 /F コネ固定・可動	1端子/小型/ テレビ端子 /F コネ固定・可動

助成金交付申請書(戸建)の作成 1

戸建住宅の助成金交付申請の作成に関する注意事項です。

□助成対象者(受信者)へ本事業の趣旨説明や調査後に仮見積書を提出し、「委任状兼助成対象者確認書、身分証明書のコピー」の提出を受け「助成金交付申請書」等と合わせて受付サポートセンターへ電子(WEB)や郵送で提出します。

◎「戸建住宅」助成金交付申請に必要な書類一式

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ① 助成金交付申請書(様式4(1A))※ | : 登録業者が記入、助成対象者が署名・捺印 |
| ② 委任状兼助成対象者確認書(様式4(2))※ | : 助成対象者が記入、署名・捺印 |
| ③ 助成対象者身分証明書のコピー※ | : 以下のいずれかのコピー |
| | ● 運転免許証(表面の住所から転居している場合は裏面も提出) |
| | ● 健康保険被保険者証(裏面に住所記載の場合は裏面も提出) |
| | ● 住民票の写し |
| | ● マイナンバーカード(表面) |
| ④ 助成対象施設の写真 | : B S アンテナが写った申請施設の全景写真 |
| ⑤ 書類確認チェックシート(郵送提出時) | : 登録業者が記入 |

◎電子(WEB)申請の場合は「※」の資料で申請可能です。

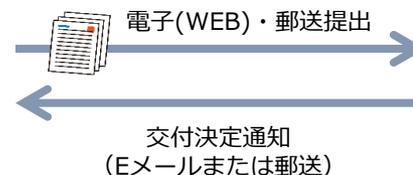
原本一式(④「助成対象施設の写真」含む)は工事実績報告書の提出時に合わせて郵送で提出してください。

(電子申請マニュアルを参照してください)

助成金交付申請書+委任状兼助成対象者確認書・助成対象者の身分証明書のコピー・助成対象施設の写真



- ・申請書
- ・委任状兼確認書
- ・助成対象者の身分証明書のコピーなど



受理・審査

助成金交付申請書(戸建)の作成2

戸建住宅の助成金交付申請の作成に関する注意事項です。

登録業者
(電器店・工事店)



助成金交付申請書類一式
電子(WEB)・郵送提出



受付サポートセンター

①助成金交付申請書

②委任状兼助成対象者確認書

運転免許証
(表面の住所から転居している場合は裏面も提出)

健康保険被保険者証
(裏面に住所が記載されている場合は裏面も提出)

住民票

マイナンバーカード

③身分証のいずれかのコピー
(※住所が記載されていること)



④助成対象施設の写真

書類確認チェックシート

項目	確認	確認
申請書	申請書(1)～(5)の記載内容が正しいか	<input type="checkbox"/>
委任状	委任状(1)～(3)の記載内容が正しいか	<input type="checkbox"/>
身分証	運転免許証・健康保険被保険者証・住民票・マイナンバーカードのいずれかを提出しているか	<input type="checkbox"/>
施設写真	申請書(4)の施設写真が正しいか	<input type="checkbox"/>
書類一式	申請書(1)～(5)の書類一式が揃っているか	<input type="checkbox"/>
住所	申請書(1)の住所が正しいか	<input type="checkbox"/>
宛先	申請書(1)の宛先が正しいか	<input type="checkbox"/>
住所内郵便局	申請書(1)の住所内郵便局が正しいか	<input type="checkbox"/>

⑤書類確認チェックシート

電子提出書類
①②③

電子(WEB)提出の場合
(電子申請マニュアル参照)

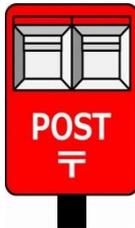


原本は「工事実績報告書」
提出時に合わせて郵送で提出

郵送提出書類

①②③
④⑤

郵送提出



宛先 : 中間周波数漏洩対策助成金
受付サポートセンター
住所 : 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-9
モルフォ2階

助成金交付申請書(戸建)の作成3 (注意事項)

戸建住宅の助成金交付申請の作成に関する注意事項です。

= 戸建住宅の場合 =

- ◎ 助成金は「助成金交付対象機器リスト」掲載機器で、技術基準不適合であり助成金交付対象機器を「改修時使用機器リスト」掲載機器への改修工事に要する標準的な「機器代+工事代」の2分の1に相当する金額が助成されます。
- ◎ 助成対象施設のアンテナ出力から壁面端子までの全ての機器を3.2GHz対応の「改修時使用機器リスト」掲載機器に改修する申請でないと助成金は交付されません。
ただし、以下の「全ての条件」を満たす場合は3.2GHz非対応機器を残すことができます。
(詳細は次ページを参照してください)
 - 壁面端子以外の既存の機器は、2.6GHz対応の「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器(漏洩しない機器)であり、壁面端子は最低1か所が左旋の電波が受信可能な2.6GHz以上対応の「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器(漏洩しない機器)であり、その他の壁面端子は「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器(漏洩しない機器)であるか、技術基準不適合機器(漏洩する機器)である場合は、2150MHzのLPF(ローパスフィルタ:低域通過濾波器)による対策を行う場合
 - 助成対象者が全ての新4K8K衛星放送を受信する事ができない旨(受信できないチャンネルがある事と将来、左旋円偏波にチャンネルが追加された場合に受信できない事)を承諾した場合

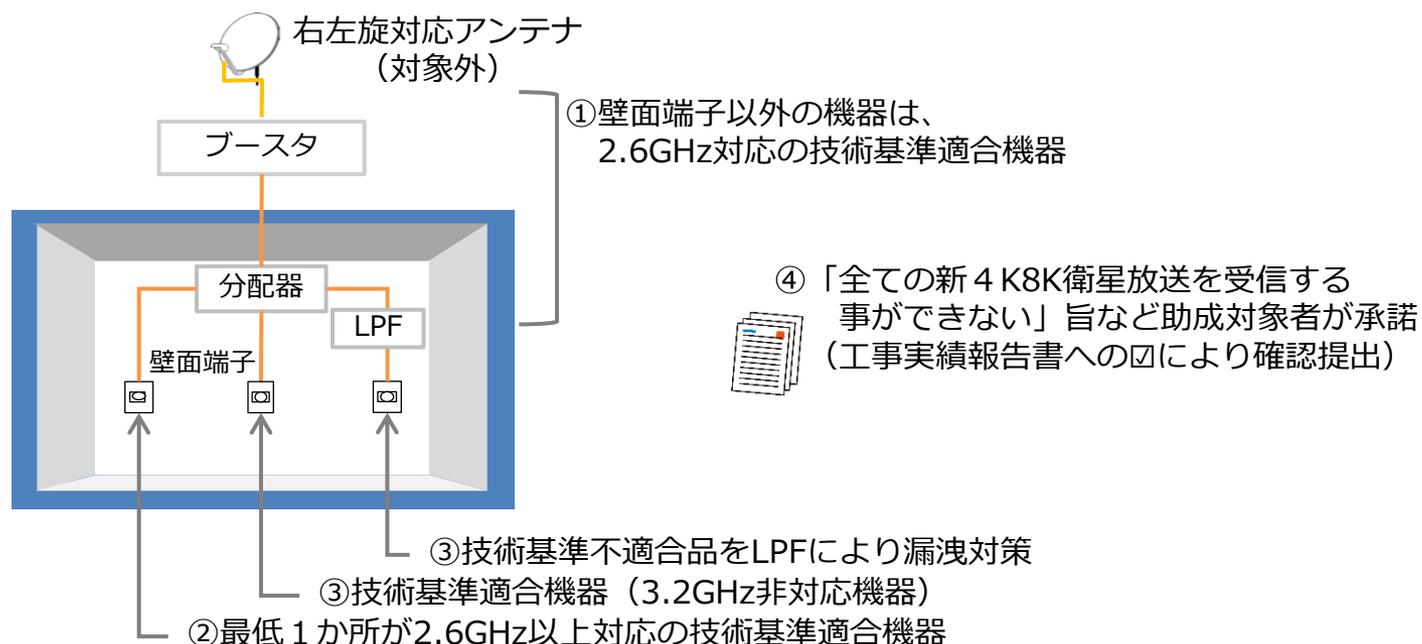
助成金交付申請書(戸建)の作成4 (注意事項)

戸建住宅の助成金交付申請の作成に関する注意事項です。

以下の全ての条件を満たす場合は3.2GHz非対応機器を残すことができます。

= 戸建住宅の場合 =

- ① 壁面端子以外の既存の機器は、2.6GHz対応の「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）
- ② 壁面端子は最低1か所が2.6GHz以上対応の「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器） ※最低1か所は左旋の電波が受信できるようにする必要があります
- ③ その他の壁面端子は「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）であるか、技術基準不適合機器（漏洩する機器）である場合は、2150MHzのLPF（ローパスフィルタ：低域通過濾波器）による対策を行う場合
- ④ 助成対象者が全ての新4K8K衛星放送を受信する事ができない旨（受信できないチャンネルがある事と将来、左旋円偏波にチャンネルが追加された場合に受信できない事）を承諾した場合



助成金交付申請書(戸建)の作成5 (注意事項)

戸建住宅の助成金交付申請に関する注意事項です。

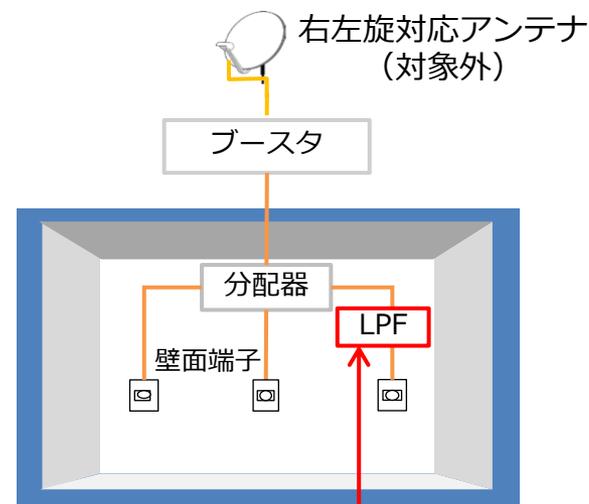
2150MHzのLPF (ローパスフィルタ：低域通過濾波器) による対策を行う場合の条件 (戸建住宅)

2150MHzのLPF (低域通過濾波器) による対策を行う場合は、以下の条件による改修工事を行う。

- ① 阻止帯域減衰特性が20dB以上であり、電波漏洩特性が技術基準に適合しているLPF
- ② 壁面端子入力側系統への設置

- ① 2150MHz LPFの例
(阻止帯域減衰特性20dB以上,電波漏洩技術基準適合)

メーカー	型番
サン電子	SLP-2150FLA
ソリッド	FIL-BCSCP
DXアンテナ	CLP2150LC
日本アンテナ	LPF2070S
マスプロ電工	LPF-2150



- ② 壁面端子入力側系統への設置

様式4(1A) 助成金交付申請書(戸建)

この書類は「助成金交付申請」を行う申請書です。アンテナ出力からテレビまでの全ての機器について「助成金交付対象機器リスト」で技術基準の適合を確認してください。不適合機器は全て交換が必要です。

V4_0 様式第4(1A) **記入例**

① 2020年7月8日

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿

申請代行登録業者 **〇〇△△株式会社 ×××事業所** **印**

業者登録ID **GT 000000**

申請施設住所 **〒000-0000 〇〇県〇〇市△△△町××丁目**
☆☆番◎◎号

フリガナ **フリガナ オンナオキシヨクシヤクバツ**

⑥ 助成対象者氏名 **△△ ××**

⑦ 助成対象者住所 (申請施設住所と同じ場合は記入不要)
 〒 -

中間周波数漏洩対策事業 助成金交付申請書(戸建)

中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に関する電波漏洩対策事業の概要
 中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等

2. 添付資料
 (1) 委任状兼助成対象者確認書 様式4(2)
 (2) 助成対象者身分証明書のコピー
 (運転免許証、健康保険被保険者証、住民票の写し、マイナンバーカードのいずれか)
 (3) 助成対象施設の写真

⑧ 3. 中間周波数漏洩対策の概要
持家・賃貸、 2 階建て、 築 25 年、 間取り 3LDK

4. 中間周波数漏洩対策事業の工事日程
 (工事実績報告書は、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は2021年2月19日のいずれか早い日までに提出すること)

(1) 着工予定日 **2020年7月20日**

(2) 完成予定日 **2020年7月21日**

(3) 工事実績報告書提出予定日 **2020年8月3日**

5. 助成金の振込先 (いずれかの□に✓を手書きで記入してください)

⑩ 登録業者
 助成対象者
 (助成対象者へ「助成金額確定通知書」郵送時に振込口座記入用紙を同封します)
 以下に助成対象者へ日中に連絡が取れる電話番号を記入してください

⑪ 電話番号 : **000-0000-0000**

上記申請内容を確認しました **助成対象者本人が署名・捺印してください**

⑫ (自署)
 助成対象者氏名 **△△ ××** **印**

- ① **日付**：書類の提出日を西暦で記入してください。
 注意：「様式4(2)委任状兼助成対象者確認書」の日付と同日 または 以降の日付を記入してください。
- ② **申請代行登録業者**：「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。
 (申請書と異なると書類は受理されません)
- ③ **印鑑**：「業者登録申請」と同じ印鑑で押印してください。
- ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ⑤ **申請施設住所**：改修工事を行う施設の住所を記入してください。
 注意：登録業者が所有する住居一体型の建物は助成金対象外です。
 (登録業者個人が所有する自宅やアパートは助成金の対象です)
- ⑥ **助成対象者氏名**：助成対象者の氏名・フリガナを記入してください。
- ⑦ **助成対象者住所**：助成対象者が申請施設住所と異なる場合は記入してください。
 (申請施設住所と同じ場合は記入不要です)
 注意：助成対象者住所と異なる場合は「公共料金の領収書」や「郵便物」など申請施設住所と助成対象者が同一に記載された書類のコピーを提出してください。
- ⑧ **概要**：助成対象施設の概要を記入してください。
 注意：間取りは「ウォークインクローゼット」や「納戸」などのサービスルームは含みません。概略の間取りを記載してください。
- ⑨ **工事日程**：改修工事の概略予定日を記載してください。
- ⑩ **助成金の振込先**：「登録業者」または「助成対象者」を選択してください。
 いずれかの□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
Jグランツでの電子申請の場合は「登録業者」のみです。
- ⑪ **電話番号**：⑩で「助成対象者」を選択した場合は、助成対象者へ日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ⑫ **助成対象者氏名(自署)**：助成対象者の方が署名、捺印してください。

2019年度に「誓約書」を再提出していない登録業者は、今年度の「助成金交付申請書」に合わせて「誓約書 V4_0」を提出してください。
 (「誓約書 V4_0」は登録業者専用ページ・各種様式に掲載してあります)

様式4(2) 委任状兼助成対象者確認書

この書類は「助成金交付申請書」と合わせて受付サポートセンターへ提出する「委任状兼確認書」です。助成対象者よりこの「委任状兼確認書」の提出を受け受付サポートセンターへ提出してください。

V4.0
様式第4(2) 記入例

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿

委任状 兼 助成対象者確認書

私は、下記のを代理人と定め権限を委任いたします。

受任者 住所(登録業者) ① : ○○県□□市××町△△丁目◎◎番▽▽号

氏名(登録業者) ② : ○○△△□□株式会社 ×××事業所

登録業者ID ③ : GT 000000

1. 一般社団法人放送サービス高度化推進協会(以下「A-PAB」)に対する中間周波数漏洩対策事業助成金の交付申請手続き
2. 助成金の受領 ※
3. 上記1の交付申請の取り下げ、その他 上記1の申請に関してA-PABとの間で必要な手続き

※ 助成金交付申請時に助成金の受領で「登録業者」を選択した場合
助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、助成金額確定後に本来の工事費から確定助成額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払うなど、当事者間であらかじめ取り決めます。

④ また、中間周波数漏洩対策事業助成金を利用した工事の実施にあたり、下記の記載事項を確認しました

- 電(又は当施設)は、2017年5月11日以前よりBSアンテナを用いる等の方法によりBS右旋放送を視聴できる受信設備を設置しています。
- 電(又は当施設)は、新たに左旋偏波による衛星基幹放送を受信するにあたり、電波漏洩の恐れがあるすべての機器について、中間周波数漏洩対策事業助成金を利用した対策を行います。
※右左旋対応BSアンテナの設置
- 電(又は当施設)は、本助成金を利用した対策工事で設置する機器について、交付の目的に応じた使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、換金、廃棄等の処分は行いません。
- 電(又は当施設)は、万が一、不正行為が発覚した場合には、助成金により取得した機器等の返還または相当額の実費賠償などの責任を負います。

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

④

- 中間周波数漏洩対策事業の適用が一度のみであることを理解し、以後の機器の維持管理と電波漏洩等への対処は私(又は当施設)が実施いたします。
- 電(又は当施設)は、担当の登録業者から事前に中間周波数漏洩対策事業の趣旨の説明、見積書の提出を受けました。
- 電(又は当施設)は、審査結果により助成金が交付されない場合がある事を承諾します。
- 電(又は当施設)は、中間周波数漏洩対策事業に関する工事の実施状況の確認等、貴協会等が行う調査に協力いたします。
- 電(又は当施設)は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業総会屋等、社会運動等標榜・プロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、これらの者と社会的に非難されるべき関係にある者)に該当いたしません。
- 電(又は当施設)は、個人情報の取り扱いについて下記の内容に同意します。
一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)は、ご提供いただいた個人情報について法令を遵守して適正に取り扱います。
・ご提供いただいた内容は、総務省やA-PABが本助成金審査業務を委託する会社へ提供し、中間周波数漏洩対策事業に関する業務のみに使用します。

(上記すべての項目を確認し、□に を手書きで記入してください)

(下記2項目については、いずれかの □に を手書きで記入してください)

助成事業で使用する土地・建物は、私(又は当社)が所有しています。

助成事業で使用する土地・建物は、私(又は当社)以外が所有する土地・建物が含まれていますが、全ての所有者から使用の承諾を得ています。

2020年7月8日

施設名(共同受信施設の場合) ⑦ : ヒルズ○○

助成対象者(代表者)住所 ⑧ : ○○県□□市△△町××丁目
☆立番◎◎号 ヒルズ○○◎◎*◎*◎号

(自署) 助成対象者(代表者)氏名 ⑨ : △△ ×× 印

助成対象者本人が署名・捺印してください

① **受任者 住所** : 対策工事を受任する登録業者の住所を記入してください。

② **受任者 氏名(登録業者)** : 「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。
(申請書と異なると書類は受理されません)

③ **業者登録ID** : 受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者業者ID」を記入してください。

④ **項目の確認** : 各項目の内容を確認して全ての□に手書きでチェック(✓)を記入してください。

⑤ **項目の確認** : 各項目の内容を確認していずれかの□に手書きでチェック(✓)を記入してください。

⑥ **日付** : 書類の作成日を西暦で記入してください。
注意 : 「様式4(1A) 助成金交付申請書」の右上の日付と同日 または 以前の日付を記入してください。(助成対象者の確認を得て交付申請のため)日付が後日の場合、書類は受理されません。

⑦ **施設名** : 共同受信施設の場合は、改修工事を行う助成対象施設名を記入してください。(戸建受信の場合は記入不要です)

⑧ **助成対象者 住所** : 助成対象者の住所を記入してください。
(共同受信施設の場合は、代表者の住所を記入してください)

⑨ **助成対象者 氏名** : **助成対象者の方が**署名、捺印してください。
(共同受信施設の場合は、代表者が氏名を記入してください)

助成対象施設の写真

この書類は「助成金交付申請書」と合わせて受付サポートセンターへ提出する「申請施設の写真」です。
アンテナが設置されている申請施設の写真を受付サポートセンターへ提出します。

①撮影年月日（西暦）と業者登録IDと助成対象者氏名を記入してください

②既存のBSアンテナを（○）で囲ってください



●既存のBSアンテナが映った申請施設の全景の写真を添付して提出してください。

（様式はありませんので、写真もしくはデジカメなどの電子データを印刷したもので構いません。
ただし、申請施設やBSアンテナが判別できる写真を提出してください。）

①撮影年月日（西暦）と業者登録IDと助成対象者氏名を写真に記載ください。

②BSアンテナを丸（○）で囲ってください。

※①②は写真の上から手書きで構いません。
分かりやすく写真背景と異なる色で記入してください

注意

ストリートビューなどの画像データは使用できません。

※カラー写真

助成金交付申請書(集合)の作成 1

集合住宅の助成金交付申請の作成に関する注意事項です。

□助成対象者(受信者)へ本事業の趣旨説明や調査後に仮見積書を提出し、「委任状兼助成対象者確認書、身分証明書のコピー」の提出を受け「助成金交付申請書」等と合わせて受付サポートセンターへ電子(WEB)や郵送で提出します。

●**集合住宅の交付申請は、事前に電話で申請予定の概要等を受付サポートセンターにご相談いただき、指示に従い申請を行なってください。**

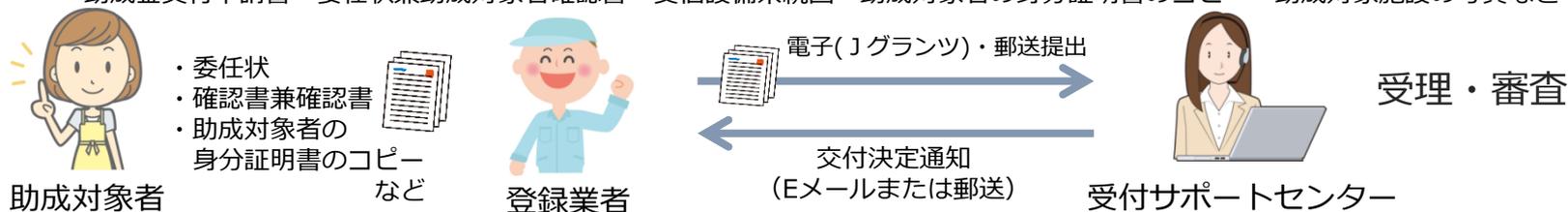
中間周波数漏洩対策助成金 受付サポートセンター
9時30分～17時(土日祝日、年末年始は休み)
0570-051-229(ナビダイヤル)
03-6416-9211

◎「集合住宅」助成金交付申請に必要な書類一式

- | | |
|------------------------|---|
| ① 助成金交付申請書(様式4(1B)) | : 登録業者が記入 |
| ② 委任状兼助成対象者確認書(様式4(2)) | : 助成対象者が記入、署名・捺印 |
| ③ 助成対象者身分証明書のコピー | : 以下のいずれかのコピー
● 運転免許証(表面の住所から転居している場合は裏面も提出)
● 健康保険被保険者証(裏面に住所記載の場合は裏面も提出)
● 住民票の写し
● マイナンバーカード(表面) |
| ④ 受信設備系統図(様式4(3)) | : 登録業者が記入 申請施設の現状の受信設備系統図 |
| ⑤ 助成対象施設の写真 | : BSアンテナが写った申請施設の全景写真 |
| ⑥ 戸数が分かる資料 | : 管理組規約や販売時パンフレットなどの戸数が記載された資料 |
| ⑦ 施工内容確認書のコピー | : 各戸専有部に3.2GHz非対応機器を交換しないで残す場合 |
| ⑧ 書類確認チェックシート(郵送提出時) | : 登録業者が記入 |

◎電子提出(Jグランツ)で申請を行う場合、原本一式は工事実績報告書の提出時に合わせて郵送で提出してください。
 (電子申請マニュアルを参照してください)

助成金交付申請書・委任状兼助成対象者確認書・受信設備系統図・助成対象者の身分証明書のコピー・助成対象施設の写真など



助成金交付申請書(集合)の作成2

集合住宅の助成金交付申請の作成に関する注意事項です。

登録業者
(電器店・工事店)



助成金交付申請書類一式
電子(Jグランツ)・郵送提出



受付サポートセンター

運転免許証
(表面の住所から転居している場合は裏面も提出)

健康保険被保険者証
(裏面に住所が記載されている場合は裏面も提出)

住民票 **マイナンバーカード**

電子提出書類
①②③
④⑤⑥⑦



電子提出(Jグランツ)の場合
(電子申請マニュアル参照)

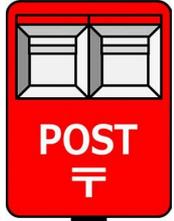
原本は「工事実績報告書」
提出時に合わせて郵送で提出

郵送提出

郵送提出書類

①②③
④⑤⑥
⑦⑧

郵送提出



①助成金交付申請書

②委任状兼助成対象者確認書

③身分証のいずれかのコピー
(※住所が記載されていること)

④受信設備系統図



⑤助成対象施設の写真



⑥戸数分かる資料のコピー

⑦施工内容確認書のコピー

⑧書類確認
チェックシート

郵送先：中間周波数漏洩対策助成金
受付サポートセンター

住所：〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-9 モルフォ2階

助成金交付申請書(集合)の作成3 (注意事項)

集合住宅の助成金交付申請に関する注意事項です。

=集合住宅の場合=

◎集合住宅の申請については、各戸あたり2.25万円を上限とします。

ただし、各戸専有部の壁面端子または直列ユニットなどのパッシブ機器については、技術基準不適合機器を技術基準に適合する「改修時使用機器リスト」記載の3.2GHz対応機器へ改修する機器については上限を設けません。（専有部の交換した機器は上限を超えて助成します）

◎助成対象施設のアンテナ出力から壁面端子までの全ての機器を3.2GHz対応の「改修時使用機器リスト」掲載機器に改修する申請でないと助成金は交付されません。

ただし、以下の「全ての条件」を満たす場合は3.2GHz非対応機器を残すことができます。

（詳細は次ページを参照してください）

- 共用部の全ての機器を「改修時使用機器リスト」の3.2GHz対応機器へ改修した場合
- 専有部（居住部）の分配器や壁面端子などのパッシブ機器が「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合、または技術基準不適合機器（漏洩する機器）である場合は、2150MHzのLPF（ローパスフィルタ：低域通過濾器）による対策を行う場合
- 今後3.2GHz化 対応のための専有部の機器の改修について「施工内容確認書」を助成対象者と取り交わし、そのコピーを提出する場合

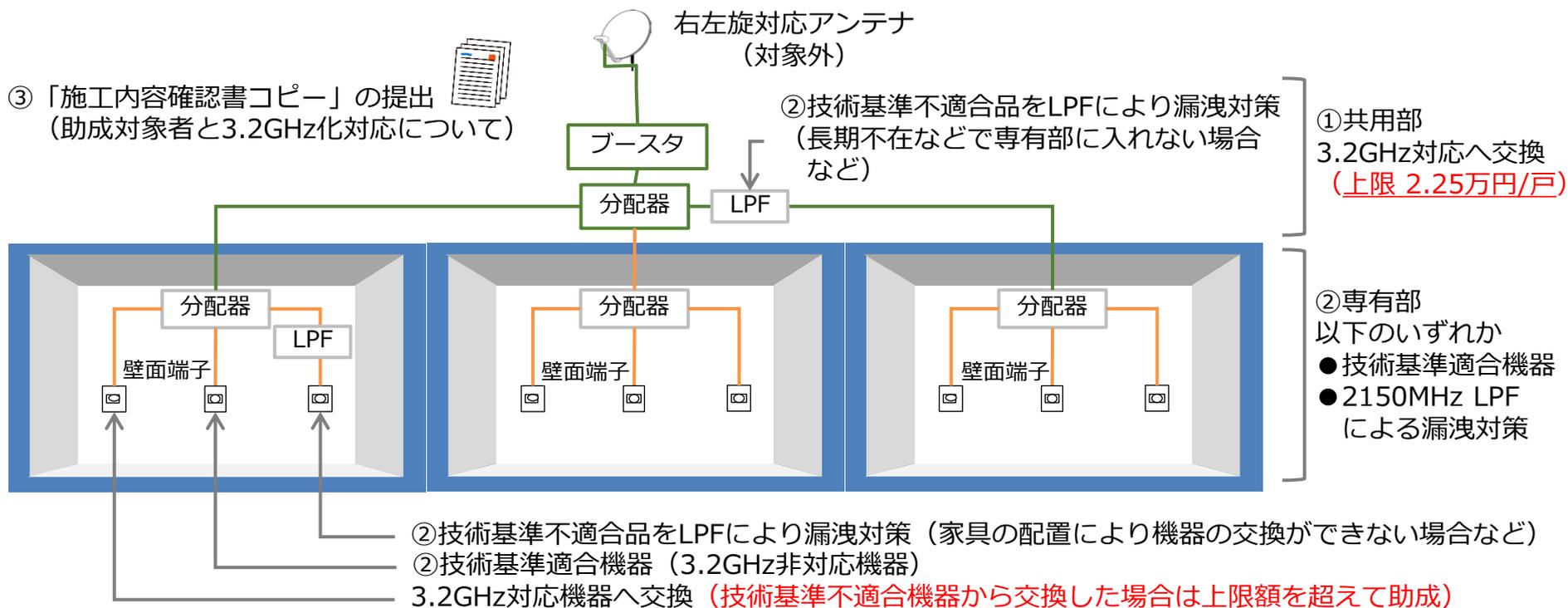
助成金交付申請書(集合)の作成4 (注意事項)

集合住宅の助成金交付申請に関する注意事項です。

以下の全ての条件を満たす場合は3.2GHz非対応機器を残すことができます。

= 集合住宅の場合 =

- ① 共用部の全ての機器を「改修時使用機器リスト」の3.2GHz対応機器へ改修した場合
- ② 専有部（居住部）の分配器や壁面端子などのパッシブ機器が「助成金交付対象機器リスト」の技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合、または技術基準不適合機器（漏洩する機器）である場合は、2150MHzのLPF（ローパスフィルタ：低域通過濾波器）による対策を行う場合
- ③ 今後3.2GHz化対応のための専有部の機器の改修について「施工内容確認書」を助成対象者と取り交わし、そのコピーを提出する場合



助成金交付申請書(集合)の作成5 (注意事項)

集合住宅の助成金交付申請に関する注意事項です。

2150MHzのLPF（ローパスフィルタ：低域通過濾波器）による対策を行う場合の条件（集合住宅）

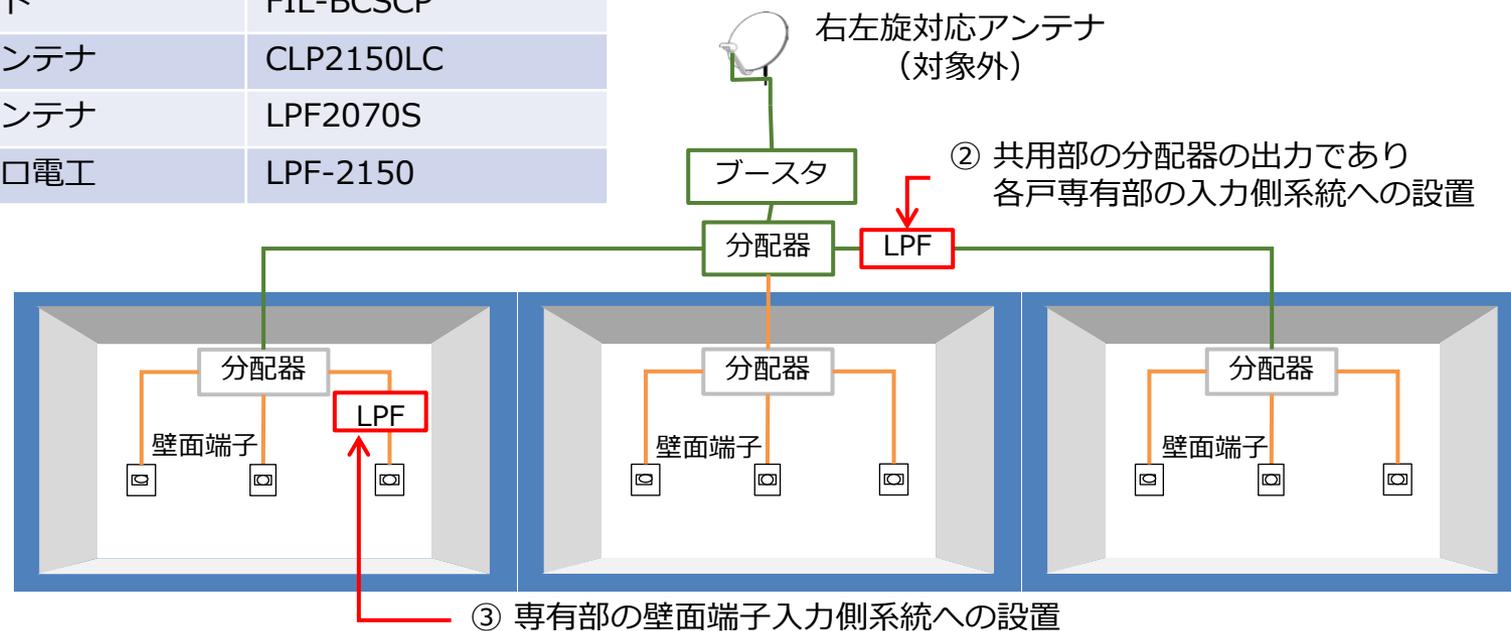
2150MHzのLPF（低域通過濾波器）による対策を行う場合は、以下の条件による改修工事を行う。

- ① 阻止帯域減衰特性が20dB以上であり、電波漏洩特性が技術基準に適合しているLPF
- ② 共用部の分配器の出力であり各戸専有部の入力側系統への設置
- ③ 専有部の壁面端子入力側系統への設置

① 2150MHz LPFの例

(阻止帯域減衰特性20dB以上,電波漏洩技術基準適合)

メーカー	型番
サン電子	SLP-2150FLA
ソリッド	FIL-BCSCP
DXアンテナ	CLP2150LC
日本アンテナ	LPF2070S
マスプロ電工	LPF-2150



様式4(1B) 助成金交付申請書(集合)

この書類は「助成金交付申請」を行う申請書です。アンテナ出力からテレビまでの全ての機器について「助成金交付対象機器リスト」で技術基準の適合を確認してください。不適合機器は全て交換が必要です。

V4_0
様式第4(1B) **記入例**

① 2020年7月8日
② 一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿
③ 印

申請代行登録業者 株式会社 ×××事務所
業者登録ID ④ GT 000000
申請施設名 ⑤ ヒルズ○○
申請施設住所
〒 000 - 0000 ○○県○○市△△△町××丁目
⑥ ☆☆番⑦号

⑦ フリガナ
助成対象者(代表者)氏名 △△××
⑧ 助成対象者(代表者)住所
〒 000 - 0000 ○○県○○市△△△町××丁目
☆☆番⑦号 ヒルズ○○☆☆☆☆号

中間周波数漏洩対策事業 助成金交付申請書(集合)

中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に関する電波漏洩対策事業の概要
中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等

2. 添付資料
(1) 委任状兼助成対象者確認書 様式4(2)
(2) 助成対象者身分証明書のコピー
(運転免許証、健康保険被保険者証、住民票の写し、マイナンバーカードのいずれか)
(3) 受信設備系統図
(4) 助成対象施設の写真
(5) 戸数がかかる資料のコピー
(管理組合規約や販売パンフレットなど戸数が記載された資料のいずれか)
(6) 施工内容確認書(専有部に3.20Hz対応機器以外を残す場合に提出)

⑨ 中間周波数漏洩対策の概要
分譲・賃貸、戸数 48 戸、12 階建て、築 15 年
助成金交付対象機器(アンテナ出力から壁面端子までの機器)

増幅器(ブースタ)	分配器、分岐器、混合器、壁面端子	共用部	専有部
16	0	0	0

注:該当がない場合は「0」と記入してください(空欄にはしないでください)

専有部に技術基準不適合機器を交換せずに残す場合は、全てフィルタで中間周波数漏洩対策を実施します。(□に✓を手書きで記入してください)

4. 中間周波数漏洩対策事業の工事日程
(工事実績報告書は、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は2021年2月19日のいずれか早い日までに提出すること)

⑪ (1) 着工予定日 2020年7月20日
(2) 完成予定日 2020年7月22日
(3) 工事実績報告書提出予定日 2020年8月7日

5. 助成金の振込先(いずれかの□に✓を手書きで記入してください)

⑫ 登録業者
 助成対象者
助成対象者へ「助成金決定通知書」郵送時に振込口座記入用紙を同封します
以下に助成対象者へ日中に連絡が取れる電話番号を記入してください

⑬ 電話番号 : 000 - 0000 - 0000

上記申請内容を確認しました 助成対象者本人が署名・捺印してください

⑭ (自署)
助成対象者(代表者)氏名 △△×× (印)

- ① **日付**：書類の提出日を西暦で記入してください。
注意：「様式4(2)委任状兼助成対象者確認書」の日付と同日 または 以降の日付を記入してください。
- ② **申請代行登録業者**：「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。
(申請書と異なると書類は受理されません)
- ③ **印鑑**：「業者登録申請」と同じ印鑑で押印してください。
- ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ⑤ **申請施設名**：改修工事を行うマンション名などの施設名を記入してください
- ⑥ **申請施設住所**：改修工事を行う施設の住所を記入してください。
注意：登録業者が所有する住居一体型の建物は助成金対象外です。
(登録業者個人が所有する自宅やアパートは助成金の対象です)
- ⑦ **助成対象者氏名**：理事長などの助成対象者(代表者)の氏名・フリガナを記入してください。
- ⑧ **助成対象者住所**：助成対象者(代表者)の住所を部屋番号まで記入してください。
注意：助成対象者住所と異なる場合は「公共料金の領収書」や「郵便物」など申請施設住所と助成対象者が同一に記載された書類のコピーを提出してください。
- ⑨ **概要**：助成対象施設の概要を記入してください。
- ⑩ **助成金交付対象機器**：助成金交付対象機器の台数を記入してください。
注意：該当機器がない場合は「0」と記入して空欄にはしないでください。(記入漏れ・書類不備と判断されます)
- ⑪ **工事日程**：改修工事の概略予定日を記載してください。
- ⑫ **助成金の振込先**：「登録業者」または「助成対象者」を選択してください。
いずれかの□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
Jグランツでの電子申請の場合は「登録業者」のみです。
- ⑬ **電話番号**：⑩で「助成対象者」を選択した場合は、助成対象者へ日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ⑭ **助成対象者氏名(自署)**：助成対象者(代表者)が署名、捺印してください。

2019年度に「誓約書」を再提出していない登録業者は、今年度の「助成金交付申請書」に合わせて「誓約書 V4_0」を提出してください。
(「誓約書 V4_0」は登録業者専用ページ・各種様式に掲載してあります)

様式4(2) 委任状兼助成対象者確認書

この書類は「助成金交付申請書」と合わせて受付サポートセンターへ提出する「委任状兼確認書」です。助成対象者よりこの「委任状兼確認書」の提出を受け受付サポートセンターへ提出してください。

V4.0
様式第4(2) **記入例**

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿

委任状 兼 助成対象者確認書

私は、下記のを代理人と定め権限を委任いたします。

受任者 住所(登録業者) **①** : ○○県□□市××町△△丁目◎◎番▽▽号

氏名(登録業者) **②** : ○○△△□□株式会社 ×××事業所

登録業者ID **③** : GT 000000

1. 一般社団法人放送サービス高度化推進協会(以下「A-PAB」)に対する中間周波数漏洩対策事業助成金の交付申請手続き

2. 助成金の受領 ※

3. 上記1の交付申請の取り下げ、その他 上記1の申請に関してA-PABとの間で必要な手続き

※ 助成金交付申請時に助成金の受領で「登録業者」を選択した場合
助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、助成金額確定後に本来の工事費から確定助成額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払うなど、当事者間であらかじめ取り決めます。

④ また、中間周波数漏洩対策事業助成金を利用した工事の実施にあたり、下記の記載事項を確認しました

- 電(又は当施設)は、2017年5月11日以前よりBSアンテナを用いる等の方法によりBS右旋放送を視聴できる受信設備を設置しています。
- 電(又は当施設)は、新たに左旋偏波による衛星基幹放送を受信するにあたり、電波漏洩の恐れがあるすべての機器について、中間周波数漏洩対策事業助成金を利用した対策を行います。
※右左旋対応BSアンテナの設置
- 電(又は当施設)は、本助成金を利用した対策工事で設置する機器について、交付の目的に応じた使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、換金、廃棄等の処分は行いません。
- 電(又は当施設)は、万が一、不正行為が発覚した場合には、助成金により取得した機器等の返還または相当額の実費賠償などの責任を負います。

④ 中間周波数漏洩対策事業の適用が一度のみであることを理解し、以後の機器の維持管理と電波漏洩等への対処は私(又は当施設)が実施いたします。

④ 電(又は当施設)は、担当の登録業者から事前に中間周波数漏洩対策事業の趣旨の説明、見積書の提出を受けました。

④ 電(又は当施設)は、審査結果により助成金が交付されない場合がある事を承諾します。

④ 電(又は当施設)は、中間周波数漏洩対策事業に関する工事の実施状況の確認等、貴協会等が行う調査に協力いたします。

④ 電(又は当施設)は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業総会屋等、社会運動等標榜・プロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、これらの者と社会的に非難されるべき関係にある者)に該当いたしません。

④ 電(又は当施設)は、個人情報の取り扱いについて下記の内容に同意します。
一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)は、ご提供いただいた個人情報について法令を遵守して適正に取り扱います。
・ご提供いただいた内容は、総務省やA-PABが本助成金審査業務を委託する会社へ提供し、中間周波数漏洩対策事業に関する業務のみに使用します。

(上記すべての項目を確認し、□に を手書きで記入してください)

(下記2項目については、いずれかの □に を手書きで記入してください)

⑤ 助成事業で使用する土地・建物は、私(又は当社)が所有しています。

助成事業で使用する土地・建物は、私(又は当社)以外が所有する土地・建物が含まれていますが、全ての所有者から使用の承諾を得ています。

⑥ 2020年7月8日

施設名(共同受信施設の場合) **⑦** ヒルズ○○

助成対象者(代表者)住所 **⑧** ○○県□□市△△町××丁目

☆立番◎◎号 ヒルズ○○◎◎*◎*◎号

(自署) 助成対象者(代表者)氏名 **⑨** △△ ×× **印**

助成対象者本人が署名・捺印してください

① 受任者 住所 : 対策工事を受任する登録業者の住所を記入してください。

② 受任者 氏名 (登録業者) : 「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。
(申請書と異なると書類は受理されません)

③ 業者登録ID : 受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。

④ 項目の確認 : 各項目の内容を確認して全ての□に手書きでチェック(✓)を記入してください。

⑤ 項目の確認 : 各項目の内容を確認していずれかの□に手書きでチェック(✓)を記入してください。

⑥ 日付 : 書類の作成日を西暦で記入してください。
注意 : 「様式4(1A) 助成金交付申請書」の右上の日付と同日 または 以前の日付を記入してください。(助成対象者の確認を得て交付申請のため)日付が後日の場合、書類は受理されません。

⑦ 施設名 : 共同受信施設の場合は、改修工事を行う助成対象施設名を記入してください。(戸建受信の場合は記入不要です)

⑧ 助成対象者 住所 : 助成対象者の住所を記入してください。
(共同受信施設の場合は、代表者の住所を記入してください)

⑨ 助成対象者 氏名 : **助成対象者の方が**署名、捺印してください。
(共同受信施設の場合は、代表者が氏名を記入してください)

様式4(3) 受信設備系統図

この書類は「助成金交付申請書」と合わせて受付サポートセンターへ提出する「受信設備系統図」です。申請施設の現状の受信設備系統図を受付サポートセンターへ提出します。

V4_0
様式第4(3)

受信設備系統図 (集合)

● 申請施設の「改修前」の受信設備系統図を記載してください
助成金交付対象機器を「赤丸○」で明示してください

登録業者ID ① **GT 000000**
施設名 ② **ヒルズ○○**
助成対象者(代表者)氏名 ③ **△△××**
戸数 **48** 戸、**12** 階建

系統図の例

衛星アンテナの型番も記載してください

UHFアンテナの型番は記載不要です

各世帯の壁面端子まで系統を記入してください

各機器の型番を記載してください

助成金交付対象機器は「○」で囲ってください

- ① **業者登録ID** : 受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ② **施設名** : 「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください
- ③ **助成対象者氏名** : 「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の氏名を記入してください
- ④ **戸数・階数** : 「助成金交付申請書」の概要に記入した戸数・階数を記入してください。
- ⑤ **機器の数量** : アンテナ出力から壁面端子までの機器の分類・型番・数量を記入してください。

(0) 施工内容確認書(専有部に3.2GHz対応機器以外を残す場合に提出)

3. 中間周波数漏洩対策の概要

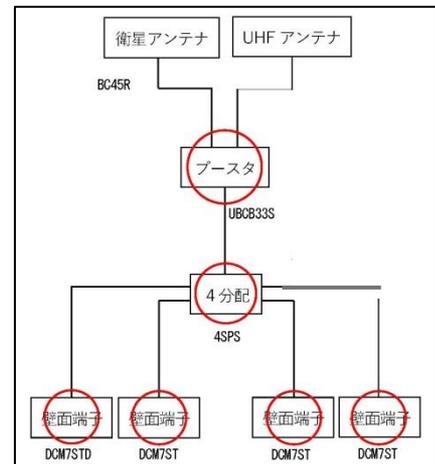
分譲・賃貸、戸数 48 戸、12 階建て、築 15 年
助成金交付対象機器(アンテナ出力から壁面端子までの機器)

増幅器(プスタ)	分配器、分岐器、混合器、壁面端子	
	共用部	専有部
16	0	0

注: 該当がない場合は「0」と記入してください(空欄にはしないでください)

【専有部に技術基準不適合機器を交換するに際し場合は、全て以下の中間周波数漏洩

受信設備系統図と助成金交付申請書の機器数量が同じになるように記入してください。



※系統図のシンボルマークが分からない場合には、左記のように四角の中に機器の名称を記入してください。

※手書きの系統図でも可です。ただし、丁寧に分かるように書いてください。

※系統図が枠内に収まらない場合や既に系統図がある場合等は、【別紙】と記入し系統図を添付してください。(各様式 記入例 参照)

助成対象施設の写真

この書類は「助成金交付申請書」と合わせて受付サポートセンターへ提出する「申請施設の写真」です。
アンテナが設置されている申請施設の写真を受付サポートセンターへ提出します。

①撮影年月日（西暦）と業者登録IDと助成対象者氏名を記入してください



※カラー写真

●既存のBSアンテナが映った申請施設の全景の写真を添付して提出してください。

（様式はありませんので、写真もしくはデジカメなどの電子データを印刷したもので構いません。
ただし、申請施設やBSアンテナが判別できる写真を提出してください。）

①撮影年月日（西暦）と業者登録IDと助成対象者氏名を写真に記載ください。

②BSアンテナを丸（○）で囲ってください。

※①②は写真の上から手書きで構いません。
分かりやすく写真背景と異なる色で記入してください

※集合住宅等で申請施設の全景が収まらない場合は、別途既存のBSアンテナが映った屋上と背景が入った写真を添付してください。



注意

ストリートビューなどの画像データは使用できません。

施工内容確認書のコピー

この書類は集合住宅の案件で3.2GHz非対応機器を残す場合、「助成金交付申請書」と合わせて受付サポートセンターへ提出します。（3.2GHz非対応機器を残すには条件があります）

V4.0

中間周波数漏洩対策事業 助成金交付申請 施工内容確認書

新4K8K衛星放送の全てのチャンネルを視聴するためには、壁面端子等マンションの専有部にある機器についても、3.2GHzの伝送に対応した機器へ改修が必要となります。

このため、マンションの居住者から新4K8K衛星放送の全てのチャンネルを視聴したい等の要望があった場合には、今回、未改修となった機器を3.2GHzの伝送に対応した機器へ改修し、新4K8K衛星放送の全てのチャンネルが視聴できるよう受信環境の整備を行います。

以上、今後の対応について確認いたしました。

① 2020年 8月 6日

施設名（共同受信施設の場合） ② ヒルズ〇〇 助成対象者本人が署名・捺印してください

（自署）助成対象者（代表者）氏名 ③ △△ ×× (印)

助成対象者（代表者）住所 〒0000-0000

④ 〇〇県〇〇市△△△町××丁目
☆☆番◎◎号 ヒルズ〇〇****号

登録業者 ⑤ 〇〇△△〇〇株式会社 ×××事業所 (印) ⑥

登録業者 ID ⑦ GT000000

登録業者 住所 ⑧ 〇〇県〇〇市××町△△丁目◎◎番▽▽号

登録業者 担当者 ⑨ 〇〇 △△

- ① **日付**：書類の提出日を西暦で記入してください。
- ② **施設名**：改修工事を行う助成対象施設名を記入してください。
- ③ **助成対象者氏名（自署）**：**助成対象者（代表者）**の方が署名、捺印してください。
- ④ **助成対象者住所**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者（代表者）の住所を記入してください
- ⑤ **登録業者**：「業者登録申請書」に記入した登録業者名を記入してください。（申請書と異なると書類は受理されません）
- ⑥ **印鑑**：「助成金交付申請書」と同じ印鑑を押印してください。
- ⑦ **登録業者ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「登録業者ID」を記入してください。
- ⑧ **登録業者住所**：「業者登録申請書」に記入した住所を記入してください。（申請書と異なると書類は受理されません）
- ⑨ **登録業者担当者**：「業者登録申請書」に記入した担当者を記入してください。（申請書と異なると書類は受理されません）

様式7 中間周波数漏洩対策事業 助成金交付申請取下書

この書類は「助成金交付決定通知」を受けた「助成金交付申請」を取り下げる「助成金交付申請取下書」です。交付申請を取り下げる理由等を記載し、受付サポートセンターへ郵送で提出します。

V4_0
様式第7

記入例

① 2020年7月16日

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿

申請代行登録業者 〇〇△△〇〇株式会社 ×××事業所 (印)

業者登録ID ④ GT-000000

(自署) 助成対象者(代表者)氏名 ⑤ △△×× (印)

助成対象者(代表者)住所 ⑥ 〇〇県〇〇市△△△町××丁目
☆☆番⑨◎号

⑦ 第KB 000000号 交付決定通知を受けた中間周波数漏洩対策事業助成金について下記のとおり、助成金交付申請を取下げます。

記

1. 中間周波数漏洩対策事業(工事)の内容

施設名(共同受信施設の場合) ⑧

助成対象者(代表者)氏名 ⑨ △△××

助成対象者(代表者)住所 ⑩ 〇〇県〇〇市△△△町××丁目
☆☆番⑨◎号

中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等

⑪ 2. 交付申請を取り下げる理由

建物の改修と同時にテレビ受信システムの改修を行う予定だったが、建物の改修が来年度に延期になった為、テレビ受信システムの改修も合わせて延期になった。
工事着手前のため交付申請を取下げます。
来年度に助成金事業があれば再度申請します。

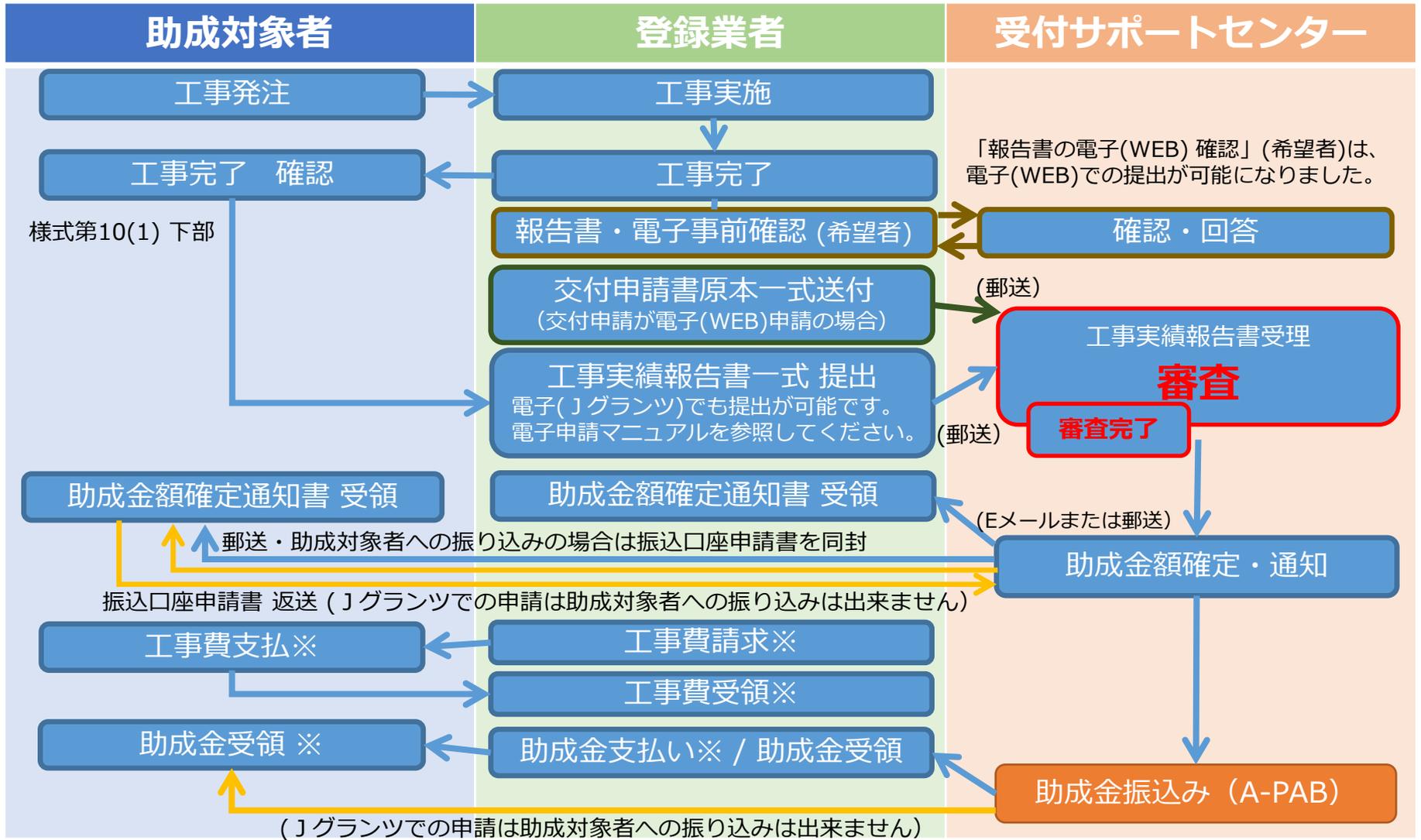
⑫ 3. その他

工事未着手
衛星アンテナは、建物屋上からベランダへ移設し右左旋対応アンテナへ交換
ブースタは、屋根裏からユニットバス上部へ移設し3.2GHz対応品へ交換
壁面端子は、全て3.2GHz対応品へ交換する予定でした。

- ① **日付**：書類の提出日を西暦で記入してください。
- ② **申請代行登録業者**：「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。(申請書と異なると書類は受理されません)
- ③ **印鑑**：「業者登録申請」と同じ印鑑で押印してください。
- ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ⑤ **助成対象者氏名(自署)**：助成対象者(代表者)の方が署名、捺印してください。
- ⑥ **助成対象者住所**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の住所を記入してください。(共同受信施設の場合は、代表者の住所を記入してください)
- ⑦ **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ⑧ **施設名**：「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください。
- ⑨ **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の氏名を記入してください。
- ⑩ **助成対象者住所**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の住所を記入してください
- ⑪ **交付申請を取り下げる理由**：申請を取り下げる理由を記入してください。
- ⑫ **その他**：その他、特記事項を記入してください。

対策工事実施・対策工事後の流れ

対策工事実施・対策工事後の流れを示します。
対策工事が完了したら「工事実績報告書」を作成し助成対象者や代表者の確認を取り書類を提出します。



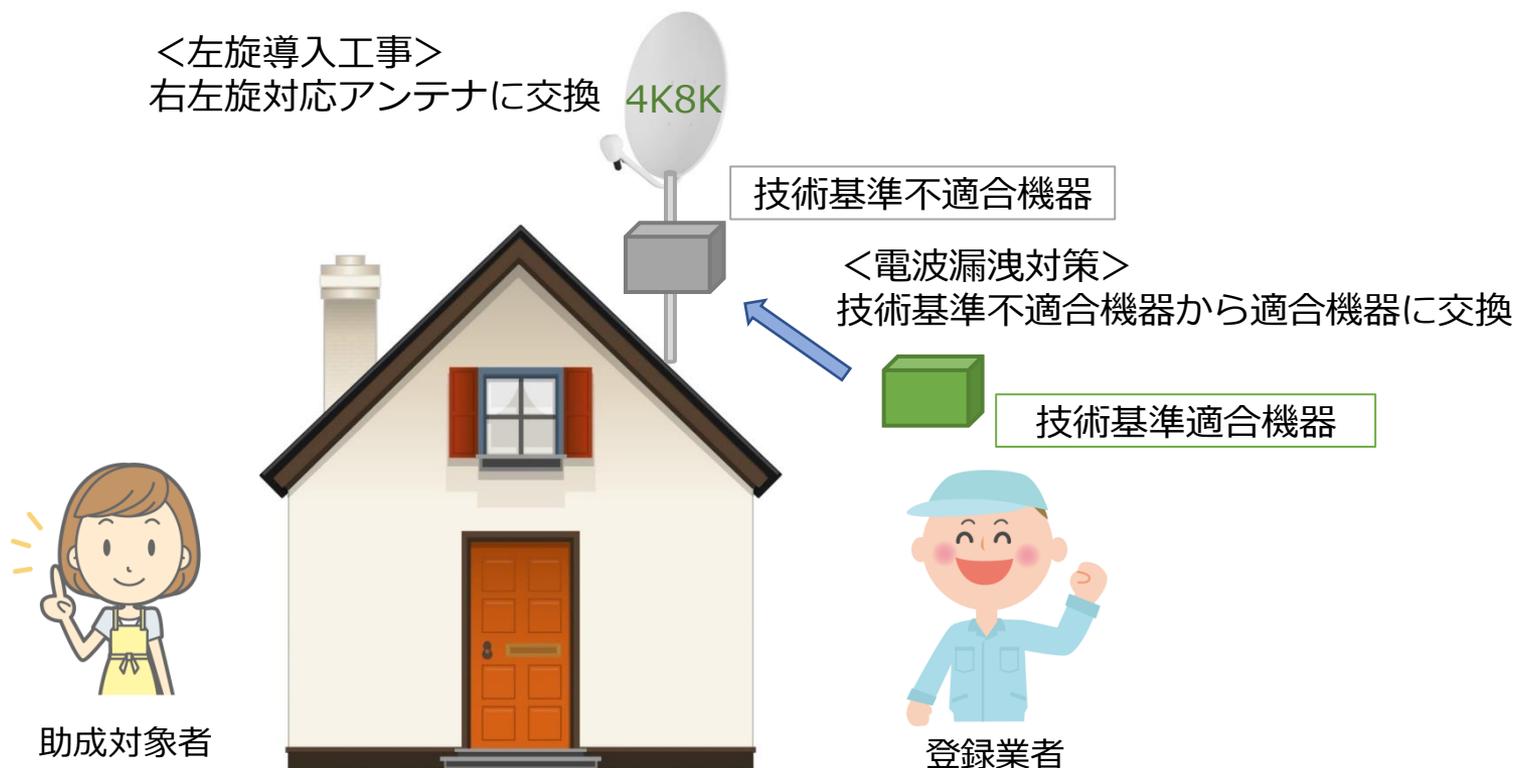
※工事実績報告書の提出後、審査に合格すると「助成金額確定通知書」が助成対象者と登録業者へ発行され、その後 助成金がA-PABから「登録業者」または「助成対象者」の口座へ振り込まれます。登録業者への口座へ振り込む場合は、助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、交付額決定後に、本来の工事代金（仮見積書価格）から助成金交付額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払う、などは当事者間であらかじめ取り決めてください。

対策工事の実施

助成金の交付が決定したら対策工事を実施します。対策工事に使用する機器は「改修時使用機器リスト」を参照して選定します。

助成金の交付が決定したら、登録業者は電波漏洩対策が必要なすべての受信機器に対して、衛星放送用テレビ受信設備の施工ガイドラインに沿った改修工事により、協会が示す改修時使用機器リストに記載されているSHマーク登録機器等の技術基準適合機器へ交換する対策を実施します。

(漏洩未対策機器が一つでも残っていると助成金は交付されません)



注意：工事実績報告書を受領してから審査完了までに最長で**1.5カ月**の期間が掛かります。**審査が完了し「助成金額確定通知」があるまでは、取り外した助成金交付対象機器は産業廃棄物処理せずに保管しておく必要**があります。審査中に取り外した助成金交付対象機器を確認する場合があります。確認の際、助成金交付対象機器が保管されていない場合は、交付決定は「取消し」になり助成金は交付されません。

工事实績報告書(戸建)の作成1

対策工事が完了したら、工事後30日以内または2021年2月19日までに「工事实績報告書」を「工事実施内容及び内訳書」などの各添付資料と共に受付サポートセンターへ郵送で提出します

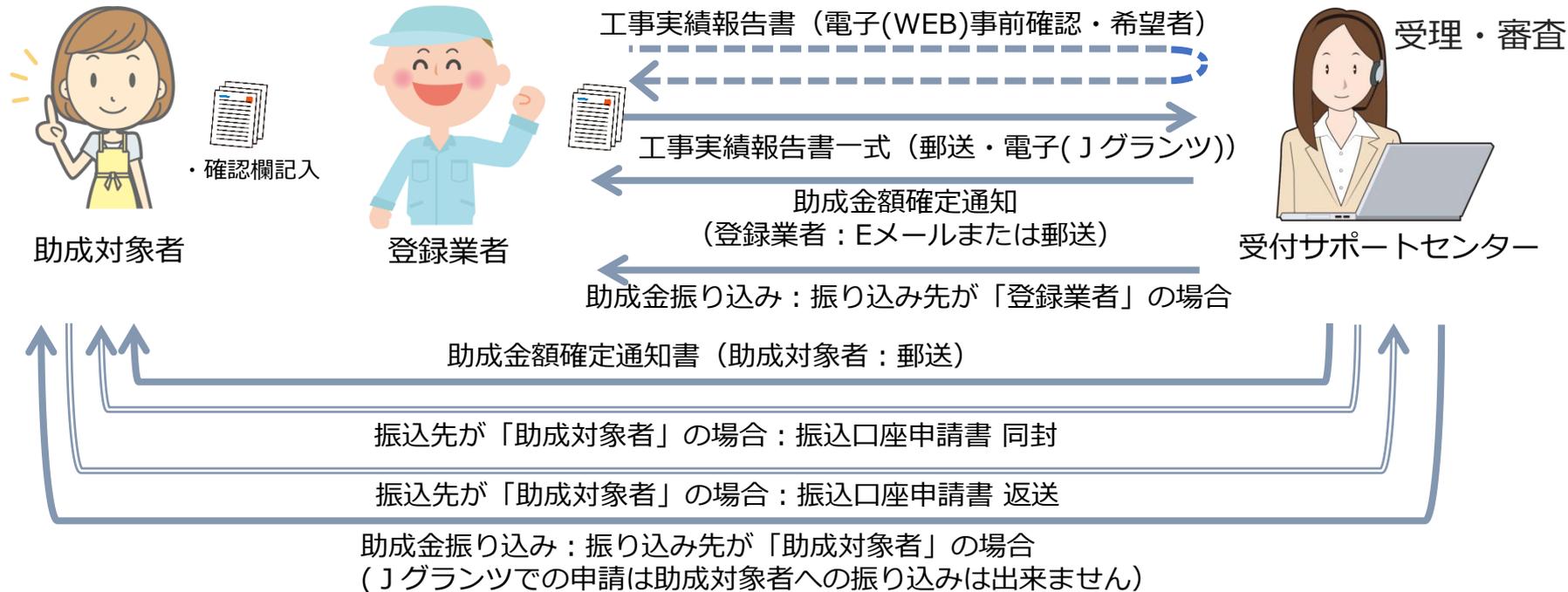
漏洩対策工事完了後に「工事实績報告書」を作成し助成対象者・代表者の確認(署名・捺印)を取り、受付サポートセンターへ郵送で提出してください。交付申請を電子(WEB)で行った場合は交付申請書原本一式を合わせて提出してください。

(Jグランツから電子提出を行う場合でも交付申請書・工事实績報告書の各原本一式は郵送で受付サポートセンターへ提出が必要です。電子申請マニュアルを参照してください。)

◎「戸建住宅」の工事实績報告に必要な書類一式

- ① 工事实績報告書 (様式10(1A))
- ② 工事実施内容及び内訳書 (様式10(2A))
- ③ 工事完了報告写真 (様式10(3A)(4A・4B))

●助成金交付申請を電子(WEB)で行った場合は、助成金交付申請書原本一式を合わせて郵送で提出してください。
(原本一式を郵送で提出しないと交付決定は「取消し」になり、助成金は支払われません)

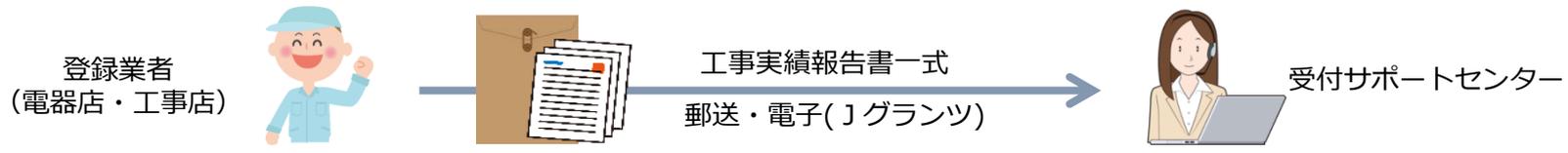


※工事实績報告書の提出後、審査に合格すると「助成金額確定通知書」が助成対象者と登録業者へ発行され、その後助成金がA-PABから「登録業者」または「助成対象者」の口座へ振り込まれます。登録業者への口座へ振り込む場合は、助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、交付額決定後に、本来の工事代金(仮見積書価格)から助成金交付額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払う、などは当事者間であらかじめ取り決めてください。

工事実績報告書(戸建)の作成2

対策工事が完了したら、工事後30日以内または2021年2月19日までに「工事実績報告書」を「工事実施内容及び内訳書」などの各添付資料と共に受付サポートセンターへ郵送で提出します

- 「工事実績報告書の事前確認」が電子(WEB)提出で行えます。希望される方は電子申請マニュアルを参照して活用してください。
- Jグランツから電子提出を行う場合は「電子申請マニュアル」を参照してください。
(Jグランツから電子提出を行う場合でも交付申請書・工事実績報告書の各原本一式は郵送で受付サポートセンターへ提出が必要です。各原本一式を郵送で提出しないと交付決定は「取消し」になり、助成金は支払われません。)



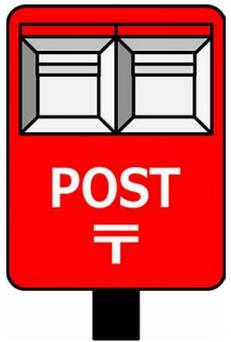
① 工事実績報告書



② 工事実施内容及び内訳書



③ 工事完了報告写真



宛先： 中間周波数漏洩対策助成金
受付サポートセンター
郵便番号：151-0051
住所： 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-9
モルフォ2階

「助成金交付申請」を電子(WEB)で行った方は、申請書類一式の原本(助成対象施設写真含む)を合わせて郵送で提出してください

対策工事後に取り外した助成金交付対象機器は審査が完了するまでは保管しておく必要があります。

□産業廃棄物処理

工事実績報告書を受領してから審査完了までに最長で **1.5カ月**の期間が掛かります。

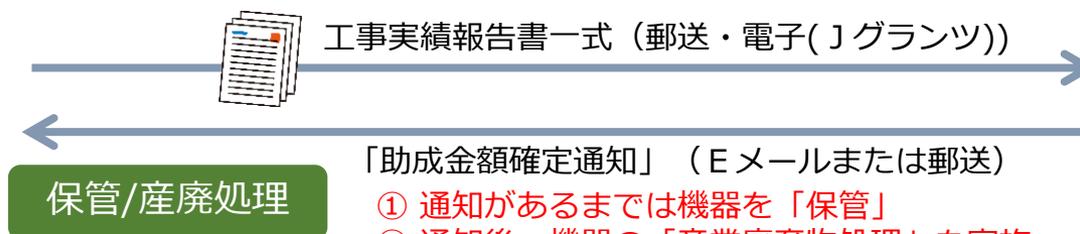
審査が完了し「助成金額確定通知」があるまでは、取り外した助成金交付対象機器は産業廃棄物処理せずに保管しておく必要があります。

審査中に取り外した助成金交付対象機器を確認する場合があります。確認の際、助成金交付対象機器が保管されていない場合は、交付決定は「取消し」になり助成金は交付されません。

審査が完了すると「助成金額確定通知」をします。通知後に保管している機器の産業廃棄物処理を行います。
(2020年度よりマニフェストの提出は不要になりました)



登録業者



受理・審査

受付サポートセンター
最長で1.5カ月の審査期間

- 【助成金額確定通知】 (Eメールまたは郵送)
- ① 通知があるまでは機器を「保管」
 - ② 通知後、機器の「産業廃棄物処理」を実施

様式10(1A) 中間周波数漏洩対策事業 工事実績報告書(戸建)

この書類は、工事の内容を「工事実績報告」として、各添付資料の「工事実施内容及び内訳書」「工事完了報告写真」などと共に受付サポートセンターへ郵送で提出します。

V4_0
様式第10(1A) **記入例**

① 2020年7月30日

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿

申請者(登録業者) ○○△△□□株式会社 ×××事業所 印

登録業者ID ④ GT 000000

中間周波数漏洩対策事業 工事実績報告書(戸建)

⑤ 第KB 009999号 助成金交付決定通知を受けた中間周波数漏洩対策工事は完成したので、中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 中間周波数漏洩対策事業(工事)の内容
助成対象者氏名 ⑥ △△××

中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等

2. 交付対象工事の年月日
着工日 ⑦ 2020年7月20日
完成日 2020年7月21日

3. 添付資料
(1) 工事実施内容及び内訳書 様式10(2A)
(2) 工事完了報告写真 様式10(3A)(4A)(4B)

4. 中間周波数漏洩対策機器の廃棄、対策工事の内容
以下の項目を確認し□に✓を手書きで記入してください

⑧ 交換した機器は「助成金額決定通知書」の到着まで保管し、その後適切に産業廃棄物処理を行います。

以下の項目に該当する場合は□に✓を手書きで記入してください

⑨ 各戸に交換せず残した技術基準不適合機器は、全てフィルタで中間周波数漏洩対策を行いました。
 2.6GHz対応の技術基準適合機器を交換せず残したため、助成対象者に「全ての新4K8K衛星放送を受信する事ができない」旨を説明して承諾を得ました。

助成対象者 確認欄 **助成対象者が記入してください**

以下の項目を確認し□に✓を手書きで記入してください

⑩ 私は、工事が適切に完了していることを確認しました。

⑪ 2020年7月30日

(自署) 助成対象者氏名 ⑫ △△××

助成対象者住所 ○○県□□市△△町××丁目

⑬ ☆☆番◎◎号

- ① **日付**：書類の提出日を西暦で記入してください。
注意：「下部の助成対象者確認欄」の日付と同日 または 以降の日付を記入してください。
 - ② **申請者(登録業者)**：「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。
(申請書と異なると書類は受理されません)
 - ③ **印鑑**：「業者登録申請」と同じ印鑑で押印してください。
 - ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
 - ⑤ **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
 - ⑥ **助成対象者氏名**：助成対象者の氏名を記入してください。
 - ⑦ **工事実施日**：改修工事の実施日(着工日・完成日)を記入してください。
 - ⑧ **機器の廃棄**：機器の産業物廃棄処理について内容を確認して□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
 - ⑨ **対策工事の内容**：改修工事の内容について該当する場合は□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
- 以下の項目は **助成対象者の方** が記入してください。
- ⑩ **助成対象者確認**：改修工事完了について確認をして□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
 - ⑪ **日付**：書類の作成日を西暦で記入してください。
 - ⑫ **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者氏名を記入し、「委任状兼確認書」と同じ印鑑で捺印してください。
 - ⑬ **助成対象者住所**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者住所を記入ください。

- 本報告書と添付書類を受付サポートセンターへ郵送で提出してください。(住所は業者登録時に返信メールまたは郵便に記載) 提出された書類を受付サポートセンターにて、確認・審査を行い、審査に合格すると「助成金額決定通知書」をメールまたは郵送で「助成対象者」と「登録業者」へ発行します。審査期間は報告書受領後、最長で1.5カ月です。
- 「助成金交付申請」を電子(WEB)で行った方は、申請書類一式の原本(助成対象施設写真含む)を合わせて郵送で提出してください。

様式10(2A) 工事実施内容及び内訳書(戸建)

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する、工事の実施内容と内訳を記載する「工事実施内容及び内訳書」です。必要事項を記入して「工事実績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ郵送で提出します。

V4_0
様式第10(2A) **記入例**

助成対象者氏名 ① △△△△
 交付番号 ② 第KB 009999 号
 登録業者ID ③ GT 000000

工事実施内容及び内訳書(戸建)

④ 1. 中間周波数漏洩対策事業(工事)の内容(設置建物概要)
(持家)・賃貸、 2 階建て、 築 25 年、 間取り 3LDK

2. 対象工事実施機器

助成金交付対象機器 (中間周波数漏洩対策を行った改修前の機器)				受付サポートセンター使用欄
⑤ 機器名	⑥ メーカー名	⑦ 型番	⑧ 数量	⑨
ブースタ	マスプロ電工	UBCB33S	1	
分配器	マスプロ電工	4SP	1	
分配器	マスプロ電工	2SPDS	1	
壁面端子	マスプロ電工	DCM7STD	1	
壁面端子	マスプロ電工	DCM7ST	4	
改修を行った改修前の「助成金交付対象器」を 全て記載してください (助成金交付対象外機器の記載は不要です)				

3. 実施した工事の補足事項等(別紙に記載可)

⑩ 助成対象者からの依頼により、アンテナの設置位置を
屋根上からベランダへ変更しました。

- ① **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の住所を記入してください
- ② **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ③ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ④ **工事の内容**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象施設の建物概要を記入してください。
- ⑤ **機器名**：改修前の交換した機器名(ブースタ・分配器・分岐器・混合器・壁面端子の分類)を記入してください。
- ⑥ **メーカー名**：改修前の交換した機器の「メーカー名」を記入してください。
- ⑦ **型番**：改修前の交換した機器の「型番」を記入してください。
- ⑧ **数量**：改修前の交換した機器の「数量」を記入してください。
- ⑨ **受付サポートセンター使用欄**：受付サポートセンターでの確認で使用します。(記入しないでください)
- ⑩ **補足事項等**：実施した対策工事の補足事項等がありましたら記入してください。

注意

- 「改修前の機器仕様」から「改修後の機器仕様」がダウンする場合は改修後のダウンした機器仕様の金額に減額されます。(7~10ページ参照)
(ブースタ 40dB→35dB、分配器 全端子電通→1端子電通、壁面端子 端末用→テレビ端子 など)
- 「助成金交付対象機器リスト」は約6か月ごと、「改修時使用機器リスト」は約1か月ごとに更新しますので工事実績報告書は、A-PAB HPの最新機器リストを確認して作成してください。
- 「工事実績報告書」提出後は「機器リスト」更新による内容の修正はできません。

様式10(3A) 工事完了報告写真(戸建)

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する、工事で交換した機器の全数の写真を記載する「工事完了報告写真」です。必要事項を記入し、写真を貼り付け「工事実績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ提出します。

V4.0
様式第10(3A)

記入例

工事完了報告写真(戸建) (1 / 2)

助成対象者氏名 ① △△△××

交付番号 ② 第KB 009999 号、登録業者ID ③ GT 000000

工事完了報告写真については以下の枠内に貼り付けてください

- 型番と機器に記入した交付決定番号が確認できる方向で数量が分かる事
- 型番と交付決定番号が同一方向でない場合や確認できない場合は、型番ごとに拡大写真を様式10(4A)(4B)や別紙で提出してください

※注意：「型番」や「交付決定番号」が確認できないと助成金交付対象から外れる場合があります

● 助成金交付対象機器全数(取り外した「助成金交付対象機器」を全数並べた写真)



「電源分離型ブースタ」は
電源部も並べて撮影してください

※カラー写真

● 改修機器全数(取り付ける「改修時使用機器」を全数並べた写真)



- ① **助成対象者氏名**：助成金交付申請書に記入した助成対象者(代表者)の氏名を記入してください
- ② **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ③ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ④ **報告の写真ページ**：「工事完了報告写真」のページ数に合わせて数字を記入してください。
- ⑤ **助成金交付対象機器**：取り外した「助成金交付対象機器」の型番(銘板)の近くに「交付番号」の下4桁を油性ペンで機器に直接記入して全数を「型番・交付番号」が確認できる向きに並べて撮影してください。
- ⑥ **改修時使用機器**：取り付ける「改修時使用機器」の型番(銘板)の近くに「交付番号」の下4桁を油性ペンで機器に直接記入して全数を「型番・交付番号」が確認できる向きに並べて撮影してください。
 - 「型番や交付番号が小さくなり確認できない場合」や「型番と同一の面に交付番号が記入できない場合」などは、型番ごとに拡大写真を撮影して、次ページ「様式10(4A)」の「拡大」欄に写真を貼り付けてください。
 - カラー写真を貼り付けてください。
 - 交付番号は機器に直接記入してください。テープや付箋に交付番号を書いて貼り付けたり写真データを加工して記入しないでください。
 - 全体写真は現場において撮影してください。(汚れを拭き取ったり、持ち運んでキズが付いた場合など、外観の状態が異なる場合は認められない場合があります)
 - 「手ひねり接続」は、2020年度から助成対象外になりました。

≡ 注意 ≡ 以下の場合には「不正」と判断します。

- 他の案件の機器を使用して撮影した写真
- 他の案件・他の場所で撮影した写真
- 画像を加工して型番などの文字を記入した写真
- 画像を加工して個数を増やした写真 など

不正をした場合には、交付決定は取消にし「助成対象者」へも通知し、業者登録は抹消します。

様式10(4A) 工事完了報告写真(戸建)

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する、工事で交換した機器の各写真を記載する「工事完了報告写真」です。必要事項を記入し、写真を貼り付け「工事実績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ提出します。

V4.0
様式第10(4A)

記入例
工事完了報告写真(戸建)

① 交付番号: 号KB 009999

② 2 / 2 ※カラー写真

● アンテナ : 事前・事後の設置した状態の写真
● アンテナ銘板 : アンテナ銘板の事前・事後の写真(設置状態でなく、取り外した後の撮影でもよい)
● 拡大 : 様式10(3A)で「型番」や「交付決定番号」が確認できない場合の追加拡大撮影写真
(注意:「型番」や「交付決定番号」が確認できないと助成金交付対象から外れる場合があります)

③ アンテナ事前: マスプロ BC45R アンテナ事後: マスプロ BC45RL



設置していたアンテナの全景 設置したアンテナの全景

④ アンテナ銘板事前: マスプロ BC45R アンテナ銘板事後: マスプロ BC45RL

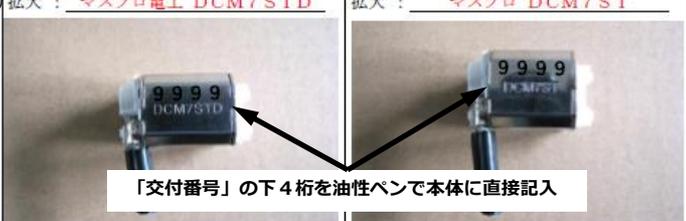
「交付番号」の下4桁を油性ペンで本体に直接記入



設置していたアンテナの銘板 設置したアンテナの銘板

⑤ 拡大: マスプロ 電工 DCM7STD 拡大: マスプロ DCM7STD

「交付番号」の下4桁を油性ペンで本体に直接記入



拡大: _____ 拡大: _____

- ① **交付番号**: 「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ② **報告の写真ページ**: 「工事完了報告写真」のページ数に合わせて数字を記入してください。
- ③ **アンテナ事前**: これまでに設置していた「右旋アンテナ」の全景写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ④ **アンテナ事後**: 新たに設置した「右左旋対応アンテナ」の全景写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ⑤ **アンテナ銘板事前**: これまでに設置していた「右旋アンテナ」の銘板の近くに「交付番号の下4桁」を油性ペンで記入した写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ⑥ **アンテナ銘板事後**: 新たに設置した「右左旋対応アンテナ」の銘板の近くに「交付番号の下4桁」を油性ペンで記入した写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ⑦ **拡大**: 前ページ・様式10(3A)の全数写真で「型番・交付番号」が確認できない場合は、型番ごと1枚の拡大写真を撮影して貼り付けてください。
(拡大欄が足りない場合は、様式10(4B)を使用してください)



● 改修工事後の「ブースタ・分配器・分岐器」に空き端子がある場合は、ダミー抵抗(終端抵抗)を取り付けてください。端子が電流出力の場合は「電流カット型」のダミー抵抗を使用してください。(写真の提出は不要です)

● ブースタの出力測定用の「モニター端子」などに金属キャップが付いている場合は、測定後は金属キャップを元どおりに取り付けてください。

≡注意≡ 以下の場合は「不正」と判断します。

- 他の案件の機器を使用して撮影した写真
- 他の案件・他の場所で撮影した写真
- 画像を加工して型番などの文字を記入した写真
- 画像を加工して個数を増やした写真 など

不正をした場合には、交付決定は取消にし「助成対象者」へも通知し、業者登録は抹消します。

工事实績報告書(集合)の作成1

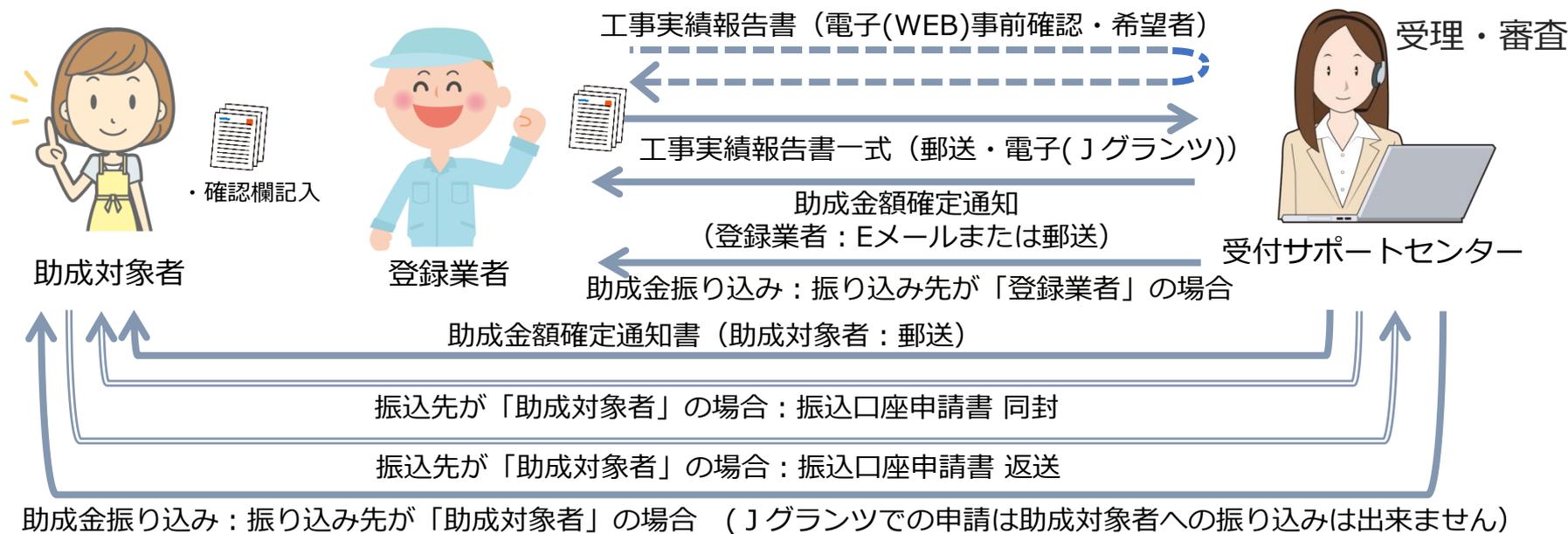
対策工事が完了したら、工事後30日以内または2021年2月19日までに「工事实績報告書」を「工事実施内容及び内訳書」などの各添付資料と共に受付サポートセンターへ郵送で提出します。

漏洩対策工事完了後に「工事实績報告書」を作成し助成対象者・代表者の確認（署名・捺印）を取り、受付サポートセンターへ郵送で提出してください。交付申請を電子(WEB)で行った場合は交付申請書原本一式を合わせて提出してください。

(Jグランツから電子提出を行う場合でも交付申請書・工事实績報告書の各原本一式は郵送で受付サポートセンターへ提出が必要です。電子申請マニュアルを参照してください。)

◎「集合住宅」の工事实績報告に必要な書類一式

- ① 工事实績報告書 (様式10(1B))
 - ② 工事実施内容及び内訳書 (様式10(2B))
 - ③ 工事完了報告写真 (様式10(3B)(4C・4D))
 - ④ 受信設備系統図【変更】 (様式10(5)) (申請時の系統、または対策工事時に系統を変更した場合に提出)
- 助成金交付申請を電子(WEB)で行った場合は、助成金交付申請書原本一式を合わせて郵送で提出してください。
(原本一式を郵送で提出しないと交付決定は「取消し」になり、助成金は支払われません)



※工事实績報告書の提出後、審査に合格すると「助成金額確定通知書」が助成対象者と登録業者へ発行され、その後助成金がA-PABから「登録業者」または「助成対象者」の口座へ振り込まれます。登録業者への口座へ振り込む場合は、助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、交付額決定後に、本来の工事代金(仮見積書価格)から助成金交付額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払う、などは当事者間であらかじめ取り決めてください。

工事実績報告書(集合)の作成2

対策工事が完了したら、工事後30日以内または2021年2月19日までに「工事実績報告書」を「工事実施内容及び内訳書」などの各添付資料と共に受付サポートセンターへ郵送で提出します

- 「工事実績報告書の事前確認」が電子(WEB)提出で行えます。希望される方は電子申請マニュアルを参照して活用してください。
- J グランツから電子提出を行う場合は「電子申請マニュアル」を参照してください。
(J グランツから電子提出を行う場合でも交付申請書・工事実績報告書の各原本一式は郵送で受付サポートセンターへ提出が必要です。各原本一式を郵送で提出しないと交付決定は「取消し」になり、助成金は支払われません。)

登録業者
(電器店・工事店)

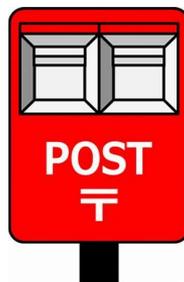
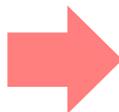
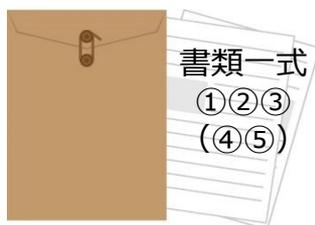


工事実績報告書一式
郵送・電子(J グランツ)



受付サポートセンター

- ① 工事実績報告書 ② 工事実施内容及び内訳書 ③ 工事完了報告写真 ④ 受信設備系統図【変更】
【改修前】 (変更する場合に提出) ⑤ 受信設備系統図【変更】
【改修後】 (変更した場合に提出)



宛先： 中間周波数漏洩対策助成金
受付サポートセンター
郵便番号：151-0051
住所： 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-9
モルフォ2階

「助成金交付申請」を電子(WEB)で行った方は、申請書類一式の原本を合わせて郵送で提出してください

対策工事後に取り外した助成金交付対象機器は審査が完了するまでは保管しておく必要があります。

□産業廃棄物処理

工事実績報告書を受領してから審査完了までに最長で **1.5カ月**の期間が掛かります。

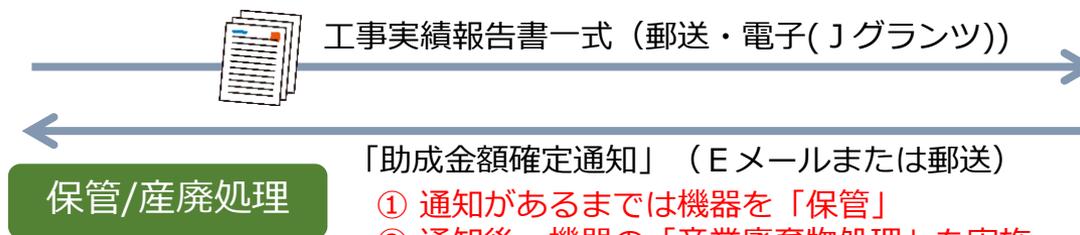
審査が完了し「助成金額確定通知」があるまでは、取り外した助成金交付対象機器は産業廃棄物処理せずに保管しておく必要があります。

審査中に取り外した助成金交付対象機器を確認する場合があります。確認の際、助成金交付対象機器が保管されていない場合は、交付決定は「取消し」になり助成金は交付されません。

審査が完了すると「助成金額確定通知」をします。通知後に保管している機器の産業廃棄物処理を行います。
(2020年度よりマニフェストの提出は不要になりました)



登録業者



受理・審査

受付サポートセンター
最長で1.5カ月の審査期間

「助成金額確定通知」 (Eメールまたは郵送)

- ① 通知があるまでは機器を「保管」
- ② 通知後、機器の「産業廃棄物処理」を実施

様式10(1B) 中間周波数漏洩対策事業 工事実績報告書(集合)

この書類は、工事の内容を「工事実績報告」として、各添付資料の「工事実施内容及び内訳書」「工事完了報告写真」「受信設備系統図(変更時)」などと共に受付サポートセンターへ郵送で提出します。

V4.0
様式第10(1B) **記入例**

① 2020年8月6日

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長 殿

申請者(登録業者) ② ○○△△□□株式会社 ×××事業部 印

登録業者ID ④ GT 000000

中間周波数漏洩対策事業 工事実績報告書(集合)

⑤ 第KB 009999号 助成金交付決定通知を受けた中間周波数漏洩対策工事は完成したので、中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 中間周波数漏洩対策事業(工事)の内容

施設名(共同受信施設の場合) ⑥ ヒルズ○○

助成対象者(代表者)氏名 ⑦ △△××

中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等

2. 交付対象工事の年月日

着工日 ⑧ 2020年7月20日

完成日 2020年7月22日

3. 添付資料

(1) 工事実施内容及び内訳書 様式10(2B)

(2) 工事完了報告写真 様式10(3B)(4C)(4D)

(3) 受信設備系統図【変更】 様式10(5)

・申請時または改修前の受信設備系統図から変更がある場合に提出

4. 中間周波数漏洩対策機器の廃棄、対策工事の内容

以下の項目を確認し□に✓を手書きで記入してください

⑨ 交換した機器は「助成金額決定通知書」の到着まで保管し、その後適切に産業廃棄物処理を行います。

以下の該当する項目の□に✓を手書きで記入してください

⑩ 共用部の全ての機器を技術基準に適合する3.2GHz対応機器へ交換しました。

各戸に交換せず残した技術基準不適合機器は、全てフィルタで中間周波数漏洩対策を行いました。

助成対象者が記入してください

助成対象者 確認欄

以下の項目を確認し□に✓を手書きで記入してください

⑪ 私は、工事が適切に完了していることを確認しました。

⑫ 2020年8月6日

施設名 ⑬ ヒルズ○○

(自署) 助成対象者(代表者)氏名 ⑭ △△××

助成対象者(代表者)住所 ⑮ ○○県□□市△△町××丁目
☆☆番◎◎号 ヒルズ○○*＊＊*号

- ① **日付**：書類の提出日を西暦で記入してください。
注意：「下部の助成対象者確認欄」の日付と同日 または 以降の日付を記入してください。
 - ② **申請者(登録業者)**：「業者登録申請書」に記入した登録申請業者を記入してください。
(申請書と異なると書類は受理されません)
 - ③ **印鑑**：「業者登録申請」と同じ印鑑で押印してください。
 - ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
 - ⑤ **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
 - ⑥ **施設名**：「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください。
 - ⑦ **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者の氏名を記入してください。
 - ⑧ **工事実施日**：改修工事の実施日(着工日・完成日)を記入してください。
 - ⑨ **機器の廃棄**：機器の産業物廃棄処理について内容を確認して□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
 - ⑩ **対策工事の内容**：改修工事の内容について該当する場合は□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
- 以下の項目は **助成対象者の方** が記入してください。
- ⑪ **助成対象者確認**：改修工事完了について確認をして□に手書きでチェック(✓)を記入してください。
 - ⑫ **日付**：書類の作成日を西暦で記入してください。
 - ⑬ **施設名**：「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください。
 - ⑭ **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者氏名を記入し、「委任状兼確認書」と同じ印鑑で捺印してください。
 - ⑮ **助成対象者住所**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者住所を記入してください。

- 本報告書と添付書類を受付サポートセンターへ郵送で提出してください。(住所は業者登録時に返信メールまたは郵便に記載) 提出された書類を受付サポートセンターにて、確認・審査を行い、審査に合格すると「助成金額決定通知書」をメールまたは郵送で「助成対象者」と「登録業者」へ発行します。審査期間は報告書受領後、最長で1.5カ月です。
- 「助成金交付申請」を電子(WEB)で行った方は、申請書類一式の原本(助成対象施設写真含む)を合わせて郵送で提出してください。

様式10(2B) 工事実施内容及び内訳書(集合)

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する、工事の実施内容と内訳を記載する「工事実施内容及び内訳書」です。必要事項を記入して「工事実績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ郵送で提出します。

V4.0

様式第10(2B)

記入例

施設名
助成対象者(代表者)氏名
交付番号
登録業者ID

① エルス○○
② △△××
③ 第KB 009999 号
④ GT 000000

工事実施内容及び内訳書(集合)

1. 中間周波数漏洩対策事業(工事)の内容(設置建物概要)

⑤ (分譲)：賃貸、戸数 48 戸、12 階建て、築 15 年

2. 対象工事実施機器

助成金交付対象機器 (中間周波数漏洩対策を行った改修前の機器)					数量	受付サポートセンター使用欄
⑥ 機器名	⑦ メーカー名	⑧ 型番	⑨ 共用部	⑩ 専有部		
ブースタ	DXアンテナ	CW35R3	16	0		
改修を行った改修前の「助成金交付対象器」を 全て記載してください (助成金交付対象外機器の記載は不要です)						

3. 実施した工事の補足事項等(別紙に記載可)

- ⑫ 壁面端子のレベルが不足したため、12階にブースタを追加しました。
- 203、1204号室は長期不在のため、902号室の1壁面端子は大型家具が配置され移動できなかったためLPFにて漏洩対策を行いました。
- 1階のブースタの設置場所を変更しました

- ① **施設名**：「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください。
- ② **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の氏名を記入してください
- ③ **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ⑤ **工事の内容**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象施設の建物概要を記入してください。
- ⑥ **機器名**：改修前の交換した機器名(ブースタ・分配器・分岐器・混合器・壁面端子の分類)を記入してください。
- ⑦ **メーカー名**：改修前の交換した機器の「メーカー名」を記入してください。
- ⑧ **型番**：改修前の交換した機器の「型番」を記入してください。
- ⑨ **数量・共用部**：共用部の改修前の交換した機器の「数量」を記入してください。
(共用部：各世帯の玄関から住居内に入らなくても工事が可能な部分)
- ⑩ **数量・専有部**：専有部の改修前の交換した機器の「数量」を記入してください。
(専有部：各世帯の玄関から住居内に入らないと工事が不可能な部分
下駄箱付近、ユニットバス上部付近、屋根裏などを含みます)
- ⑪ **受付サポートセンター使用欄**：受付サポートセンターでの確認で使用します。
(記入しないでください)
- ⑫ **補足事項等**：実施した対策工事の変更など補足事項等がある場合は記入してください。
「助成交付金対象機器の数量」が「助成金交付申請書」へ記載した「助成交付対象機器の数量」から変更した場合、「LPFで漏洩対策した場合」や「機器の設置場所を変更」した場合などはここへ記入例の様に変更理由を記入して「様式10(5)受信設備系統部【変更】」を合わせて提出してください。

注意

- 「改修前の機器仕様」から「改修後の機器仕様」がダウンする場合は改修後のダウンした機器仕様の金額に減額されます。(7～10ページ参照)
(ブースタ 40dB→35dB、分配器 全端子電通→1端子電通、壁面端子 端末用→テレビ端子 など)
- 「助成金交付対象機器リスト」は約6か月ごと、「改修時使用機器リスト」は約1か月ごとに更新しますので工事実績報告書は、A-PAB HPの最新機器リストを確認して作成してください。
- 「工事実績報告書」提出後は「機器リスト」更新による内容の修正はできません。

様式10(3B) 工事完了報告写真(集合)

この書類は、「工事实績報告書」へ添付する、工事で交換した機器の全数の写真を記載する「工事完了報告写真」です。必要事項を記入し、写真を貼り付け「工事实績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ提出します。

V4.0

様式第10(3B)

記入例

⑤

工事完了報告写真(集合) (1 / 14)

施設名	① エルメス〇〇
助成対象者(代表者)氏名	② △△××
交付番号	③ 第KB 009999 号
登録業者ID	④ GT 000000

工事完了報告写真については以下の枠内に貼り付けてください

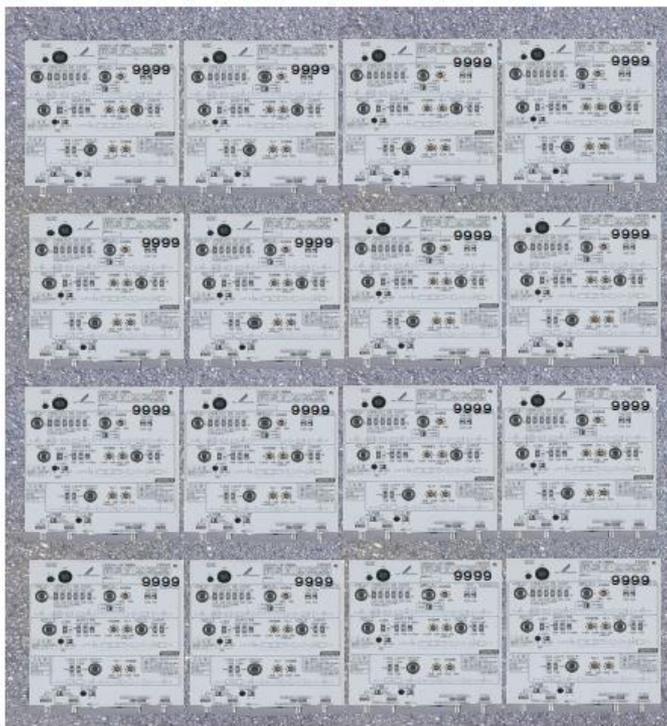
- ◎ 型番と機器に記入した交付決定番号が確認できる方向で数量が分かる事
- ◎ 型番と交付決定番号が同一方向でない場合や確認できない場合は、型番ごとに拡大写真を様式10(4C)(4D)や別紙で提出してください
- (注意:「型番」や「交付決定番号」が確認できないと助成金交付対象から外れる場合があります)

⑥ 助成金交付対象機器全数(取り外した「助成金交付対象機器」を全数並べた写真)

全数写真イメージ

※カラー写真

この写真は合成ですが実際の報告書の写真は、現物の機器に直接交付番号を油性ペンで記入し、取り外した機器全数を並べて撮影してください



- ① **施設名**：「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください。
- ② **助成対象者氏名**：「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の氏名を記入してください
- ③ **交付番号**：「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ④ **業者登録ID**：受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ⑤ **報告の写真ページ**：「工事完了報告写真」のページ数に合わせて数字を記入してください。
- ⑥ **助成金交付対象機器**：取り外した「助成金交付対象機器」の型番(銘板)の近くに交付番号の下4桁を油性ペンで機器に直接記入して全数を「型番・交付番号」が確認できる向きに並べて撮影してください。
 - カラー写真を貼り付けてください。
 - 交付番号は機器に直接記入してください。テープや付箋に交付番号を書いて貼り付けたり、写真データを加工して記入しないでください。
 - 全体写真は現場において撮影してください。(汚れを拭き取ったり、持ち運んでキズが付いた場合など、外観の状態が異なる場合は認められない場合があります)
 - 「手ひねり接続」は、2020年度から助成対象外になりました。

=注意=

以下の場合には「不正」と判断します。

- 他の案件の機器を使用して撮影した写真
- 他の案件・他の場所で撮影した写真
- 画像を加工して型番などの文字を記入した写真
- 画像を加工して個数を増やした写真 など

不正をした場合には、交付決定は取消にし「助成対象者」へも通知し、業者登録は抹消します。

様式10(4C) 工事完了報告写真(集合)

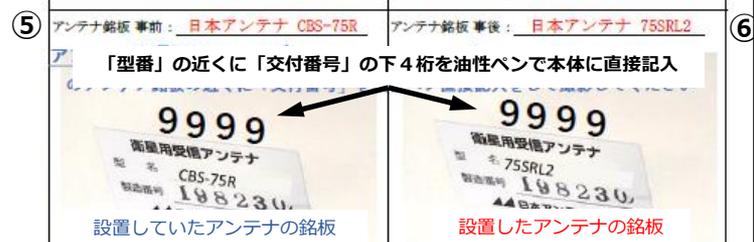
この書類は、「工事実績報告書」へ添付する、交換した機器の各写真を記載する「工事完了報告写真」です。必要事項を記入し、写真を貼り付け「工事実績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ提出します。

V4.0
様式第10(4C) **記入例**
工事完了報告写真(集合)

① 交付番号: KB 009999
② 2 / 14

- アンテナ: 事前・事後の設置した状態の写真
- アンテナ銘板: アンテナ銘板の事前・事後の写真(設置状態でなく、取り外した後の撮影でもよい)
- 増幅器(全数): 事前・事後の設置した状態で、メーカー名・型名・交付決定番号が確認できる写真
- 機器収納箱: 機器収納箱へ設置している場合は、その設置状態・機器収納箱の外観(遮蔽効果の少ないスリット型など)が確認できる写真
- 分配・分岐・混合器、壁面端子(型番ごと1台): 型番ごと1台の事前・事後の設置した状態で、メーカー名・型名・交付決定番号が確認できる写真

(注意: 「型番」や「交付決定番号」が確認できないと助成金交付対象から外れる場合があります)



- ① **交付番号**: 「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ② **報告の写真ページ**: 「工事完了報告写真」のページ数に合わせて数字を記入してください。
- ③ **アンテナ事前**: これまでに設置していた「右旋アンテナ」の全景写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ④ **アンテナ事後**: 新たに設置した「右左旋対応アンテナ」の全景写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ⑤ **アンテナ銘板事前**: これまでに設置していた「右旋アンテナ」の銘板の近くに「交付番号」の下4桁を油性ペンで記入した写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ⑥ **アンテナ銘板事後**: 新たに設置した「右左旋対応アンテナ」の銘板の近くに「交付番号」の下4桁を油性ペンで記入した写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ⑦**事前**・⑧**事後**: 事前・これまでに設置していた機器、事後・新たに設置した機器。それぞれ機器を設置した状態で、型番の近くに「交付番号」の下4桁を油性ペンで記入した写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。
- ブースタは、交換した全か所の機器の写真
- パッシブ機器は、型番ごとに1か所の機器の写真
- ⑨**事前**・⑩**事後**: 上記⑦⑧の写真で型番または交付番号が確認できない場合は、拡大で撮影した写真を貼り付けて、メーカー名・型番を記入してください。

=注意= 以下の場合には「不正」と判断します。

- 他の案件の機器を使用して撮影した写真
- 他の案件・他の場所で撮影した写真
- 画像を加工して型番などの文字を記入した
- 画像を加工して個数を増やした写真 など

不正をした場合には、交付決定は取消にし「助成対象者」へも通知し、業者登録は抹消します。

様式10(4D) 工事完了報告写真(集合)

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する、交換した機器の各写真を記載する「工事完了報告写真」です。必要事項を記入し、写真を貼り付け「工事実績報告書」へ添付し受付サポートセンターへ提出します。

V4.0
様式第10(4D) **記入例** 第KB 009999 号

工事完了報告写真(集合) (3 / 14)

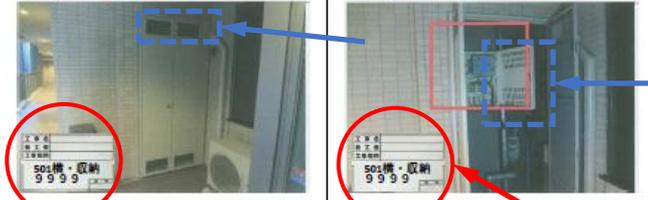
様式第10(4C)で写真を貼り付ける枠が足りない場合、以降はこの様式を使用してください

- 増幅器(全装) : 事前・事後の設置した状態で、メーカー名・型名・交付決定番号が確認できる写真
- 機器収納箱 : 機器収納箱への設置している場合は、その設置状態・機器収納箱の外観(遮断効果の少ないスリット型など)が確認できる写真
- 分配・分岐・混合器、壁面端子(型番ごと1台) : 型番ごとに1台の事前・事後の設置した状態で、メーカー名・型名・交付決定番号が確認できる写真

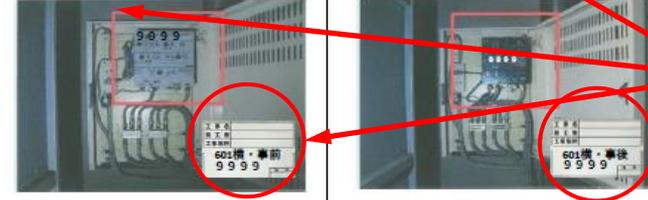
(注意:「型番」や「交付決定番号」が確認できないと助成金交付対象から外れる場合があります)

※カラー写真

事前 : 501号室横 事後 : 501号室横



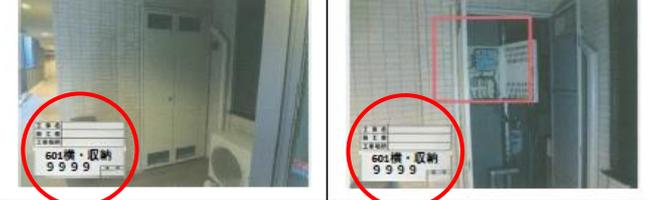
事前 : DXアンテナ CW35R3 事後 : 日本アンテナ E407SS3



事前 : DXアンテナ CW35R3 事後 : 日本アンテナ E407SS3



事前 : 601号室横 事後 : 601号室横



- 改修工事後の「ブースタ・分配器・分岐器」に空き端子がある場合は、ダミー抵抗(終端抵抗)を取り付けてください。端子が電流出力の場合は「電流カット型」のダミー抵抗を使用してください。(写真の提出は不要です)
- ブースタの出力測定用の「モニター端子」などに金属キャップが付いている場合は、測定後は金属キャップを元どりに取り付けてください。

機器収納箱の写真(必須)

ブースタの事前設置状況が機器収納箱に設置していない場合はその状態が確認できる写真、機器収納箱に設置している場合は電波の遮断効果のある6面金属箱(ケーブル通線口を除く)か、遮断効果の少ないスリットなどがある箱かが確認できる写真を記載してください。(設置場所が複数ある場合は全ての収納箱の写真)

集合住宅案件の場合

集合住宅案件の事前・事後写真には、「設置場所」「KB番号(交付決定番号)」が分かる様に下記の写真の様な小型ホワイトボードや紙などに記載して機器と同時に撮影してください(機器本体にも交付番号を油性ペンで直接記入して撮影してください)

※分配器、分岐器、混合器、壁面端子も機種毎に同様に「設置場所」「KB番号(交付決定番号)」が分かる様に撮影してください



ホワイトボード記載例

工事名	青山ビル
施工者	A-PAB
設置場所	501号室横盤
KB番号	9999(下4桁)

- 設置場所
- KB番号 : 交付決定番号(下4桁)

様式 10 (5) 受信設備系統図【変更】改修前

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する「受信設備系統図【変更】」です。
申請時の受信設備系統図に変更があった場合に変更後の受信設備系統図を提出します。

受信設備系統図【変更】改修前

V4.0 様式第10(5) **記入例**

受信設備系統図【変更】

- 申請時の「改修前」の受信設備系統図から変更があった場合(助成金対象機器の数量が変更になった場合も含む)に「改修前」の受信設備系統図を記載してください
 - ・「改修前」の機器が助成金交付対象機器については「赤丸」で明示してください
 - ・変更箇所は分かるように「点線」で明示してください
- 「改修後」の系統図が「改修前」から変更になった場合も「改修後」の受信設備系統図を記載してください
 - ・変更箇所は分かるように「点線」で明示してください

施設名 ① **ビルズ〇〇**

助成対象者(代表者)氏名 ② **△△.XX**

交付番号 ③ **第KB.000000** 号

登録業者ID ④ **GT.000000**

⑤ 戸数 **48** 戸、**12** 階建 ⑥

⑦ **改修前**

●ブースタ:DXアンテナ: CW35R3: 16台
●3分配器: 日本アンテナ: DI3W: 1個
●4分配器: 日本アンテナ: DI4W: 63個
●壁面端子: 日本アンテナ: LK7-SP: 192個

以下の場合に「受信設備系統図【変更】改修前」の提出が必要

受信設備系統図【変更】改修前

「助成金交付申請書の受信設備系統図」を機器の見落としや間違いなどにより、系統・数量・型番を変更する場合に提出が必要です。

提出済系統図 → 提出が必要

助成金交付申請書
受信設備系統図

工事実績報告書
受信設備系統図【変更】
改修前

- ① **施設名** : 「助成金交付申請書」に記入した施設名を記入してください。
- ② **助成対象者氏名** : 「助成金交付申請書」に記入した助成対象者(代表者)の住所を記入してください
- ③ **交付番号** : 「交付決定通知書」の右上に記載の交付番号を記入してください。
- ④ **業者登録ID** : 受付サポートセンターからメールまたは郵送で通知した「業者登録ID」を記入してください。
- ⑤ **戸数・階数** : 「助成金交付申請書」に記入した戸数・階数を記入してください。
- ⑥ **系統図** : 改修前の変更後の受信設備系統図を記入してください。
 - 改修前の機器の型名を全て記載してください。
 - 助成金交付対象機器については「赤丸」○で明示してください。
 - 変更箇所がわかるように「点線」「色分け」等で明示してください。
- ⑦ **改修前** : 「改修前」と記入してください。

様式 10 (5) 受信設備系統図【変更】改修後

この書類は、「工事実績報告書」へ添付する「受信設備系統図【変更】」です。
申請時や改修前の受信設備系統図から変更があった場合などに変更後の受信設備系統図を提出します。

受信設備系統図【変更】改修後

V4.0
様式第10(5)

記入例

受信設備系統図【変更】

- 申請時の「改修前」の受信設備系統図から変更があった場合(助成金対象機器の数量が変更になった場合も含む)に「改修前」の受信設備系統図を記載してください
 - ・「改修前」の機器が助成金交付対象機器については「赤丸」で明示してください
 - ・変更箇所は分かるように「点線」で明示してください
- 「改修後」の系統図が「改修前」から変更になった場合も「改修後」の受信設備系統図を記載してください
 - ・変更箇所は分かるように「点線」で明示してください

施設名
助成対象者(代表者)氏名
交付番号
登録業者ID

① ビルズ○○
② △△.XX
③ 第KB.000000 号
④ GT.000000

⑤ 戸数 48 戸、12 階建

⑥

●ブースタ:DXアンテナ: CW35R3: 16台
●3分配器: 日本アンテナ: D13W: 1個
●4分配器: 日本アンテナ: D14W: 63個
●壁面端子: 日本アンテナ: LK7-SP: 192個

改修後 ⑦

以下の場合に「受信設備系統図【変更】改修後」の提出が必要

受信設備系統図【変更】改修後

「助成金交付申請書の受信設備系統図」から改修工事後に、系統・数量を変更する場合に提出が必要です。
「工事実績報告書 系統図【変更】改修後」

提出済系統図 → 提出が必要

助成金交付申請書 受信設備系統図

工事実績報告書 受信設備系統図【変更】改修後

受信設備系統図【変更】改修後

前のページで変更した「工事実績報告書 系統図【変更】改修前」から更に改修工事後に、系統・数量を変更の場合に提出が必要です。
「工事実績報告書 系統図【変更】改修後」

変更する系統図 → 提出が必要

工事実績報告書 受信設備系統図【変更】改修前

工事実績報告書 受信設備系統図【変更】改修後

- ① 施設名 ~ ⑥ 系統図 : 前ページを参照して記入してください。
- ⑦ 改修後 : 「改修後」と記入してください。

様式12 中間周波数漏洩対策事業 交付決定取消通知書

この書類は、交付決定した案件を取消す場合に発行します。

登録業者用

V4.0	第 TK20 000* 号 2021年〇〇月〇日
様式第12(1)	
申請代行登録業者 登録業者ID	〇〇△△□□株式会社××事業所 殿 GT000000
一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長	
中間周波数漏洩対策事業 交付決定取消通知書	
<p>2020年〇〇月〇〇日付け第 KB1300****号で助成金交付決定通知を行った中間周波数漏洩対策事業については、中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取消します。</p>	
記	
1	<p>中間周波数漏洩対策事業（工事）の内容 施設名（共同受信施設の場合） 〇〇〇〇〇〇 助成対象者 氏名（代表者名） 〇〇〇〇××□□ 助成対象施設 住所 〇〇県□□市△△丁目×番 中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等</p>
2	<p>取消しの理由</p> <p>例1：虚偽申請・報告のため</p> <p>例2：工事実績報告書の指定提出日2021年2月19日までに、工事実績報告書の提出がされなかったため</p>

助成対象者用

V4.0	第 TK20 000* 号 2021年〇〇月〇〇日
様式第12(2)	
施設名（共同受信施設の場合） 助成対象者 氏名（代表者名）	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇××□□ 殿
一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長	
中間周波数漏洩対策事業 交付決定取消通知書	
<p>2020年〇〇月〇〇日付け第 KB1300****号で助成金交付決定通知を行った中間周波数漏洩対策事業については、中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取消します。</p>	
記	
1	<p>中間周波数漏洩対策事業（工事）の内容 施設名（共同受信施設の場合） 〇〇〇〇〇〇 助成対象者 氏名（代表者名） 〇〇〇〇××□□ 助成対象施設 住所 〇〇県□□市△△丁目×番 中間周波数漏洩対策事業に伴う受信設備機器の取替・調整等</p>
2	<p>取消しの理由</p> <p>例1：虚偽申請・報告のため</p> <p>例2：工事実績報告書の指定提出日2021年2月19日までに、工事実績報告書の提出がされなかったため</p>

中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱（2020年度版）抜粋 （交付決定の取り消し等）

第18条

当協会は、次に掲げる場合は、第11条の決定の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の決定若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成対象者または登録業者が、助成対象事業に関して、虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 助成対象者が、交付の助成金振込先を期限までに当協会に申告しなかった場合
- (5) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

様式13 中間周波数漏洩対策事業 業者登録抹消通知書

この書類は、登録業者の登録を抹消する場合に発行します。

V4.0

様式第13

48推第*号
2020年〇〇月〇〇日

〇〇△△〇〇株式会社××事業所 殿

一般社団法人 放送サービス高度化推進協会 理事長

中間周波数漏洩対策事業 業者登録抹消通知書

中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱第5条および6条の規定に基づき、下記のとおり事業者登録を抹消することを通知します。

記

業者名 〇〇△△〇〇株式会社××事業所
登録業者ID GT000000
登録抹消日 2020年〇〇月〇〇日
登録抹消事由 例：虚偽申請・報告による助成金の不正受給

中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱（2020年度版）抜粋

（登録業者の要件）

第4条

- 3 登録業者は、助成対象事業の趣旨に則り、次の事項を遵守しなければならない。
- (2) 助成対象事業の実施にあたり、虚偽、怠慢、不正その他不適當な行為を行わないこと。

（業者登録の取り消し）

第6条

- 当協会は、登録業者が次に掲げる各号に該当することが判明した場合は、第5条第1項の業者登録を取り消すことができる。
- (1) 前条第1項各号の登録拒否事由に該当する者
(2) 関係法令、本要綱、登録申請の際に当協会に提出した誓約書、または、当協会の指示に違反した者
(3) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用した者
(4) 助成対象事業の実施にあたり、虚偽、怠慢、不正などの他不適當な行為を行った者